

日の出町次世代育成支援 行動計画

親子ふれあい理想郷ひので
～安心して子育てができるまちづくり～

平成 17 年 3 月

日の出町

ご あ い さ つ



わが国にとって、少子高齢化対策は 21 世紀の最も重要な課題のひとつであります。国は平成 15 年 7 月「次世代育成支援対策推進法」を制定し、自治体や企業等に対し、次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

日の出町はこれまで「新日の出理想郷プラン 21」や「日の出町地域保健福祉計画」、「日の出町母子保健計画」に基づき子育て支援と児童福祉に関する取り組みを進めてまいりました。日の出町次世代育成支援行動計画は国の行動計画策定指針に基づき、これらの計画を踏まえ、より実効的・実践的なプランとして策定を行っております。

計画策定にあたっては、日の出町次世代育成支援対策協議会に調査検討をお願いし、関係団体からは貴重なご意見・ご提言を、また、町民の皆様からはアンケート調査等により、子育て実践中の課題を生の声としてお聞かせいただきました。そして、日の出町次世代育成支援対策協議会で 4 回にわたる検討の経緯を経て、この度、計画策定のための答申を頂きました。ここに、計画策定にご協力いただいた皆様に、厚くお礼申し上げます。

少子化対策と子育て支援は、町の発展のために最重要かつ緊急な課題であります。今後とも、町では本計画に基づき次世代育成の様々な事業を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 17 年 3 月

日の出町長 青木國太郎

目次

第Ⅰ部 基本構想

第 1 章 行動計画の策定	5
第 1 節 計画策定の背景・趣旨	5
第 2 節 計画の性格・位置づけ	6
第 3 節 計画の期間	6
第 2 章 現状と課題	7
第 1 節 子育てを取り巻く環境の変化	7
第 2 節 日の出町の人口・世帯数	9
第 3 節 日の出町の子育ての基本的課題	11
第 3 章 理念と基本方針	19
第 1 節 計画の理念・基本方針	19
第 2 節 計画の体系	21

第Ⅱ部 前期基本計画（平成 17 年度～21 年度）

第 1 章 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり	22
第 1 節 子育て支援サービスの充実	23
第 2 節 保育サービスの充実	25
第 3 節 児童の健全育成の推進	27
第 4 節 経済的支援の取り組み	29
第 2 章 親子が健やかに育つための健康づくり	31
第 1 節 子どもや母親の健康の確保	32
第 2 節 食育の推進（学校給食）	35
第 3 節 学童期・思春期保健対策の充実	36
第 3 章 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり	37
第 1 節 次代の親の育成	38
第 2 節 学校の教育環境の整備	39
第 3 節 家庭や地域の教育力の向上	42
第 4 節 子ども読書活動の推進	43
第 4 章 子育てにやさしい地域環境づくり	44
第 1 節 仕事と子育ての両立の支援	45
第 2 節 便利で良好な生活環境の確保	46
第 3 節 安全・安心な地域環境の整備	47

第5章 要保護児童などへの自立支援の体制づくり	48
第1節 児童虐待防止対策の充実	49
第2節 ひとり親家庭への自立支援の推進	50
第3節 障害のある子ども達に対する施策の充実	51

第Ⅲ部 計画の推進

第1章 計画の推進	53
第2章 前期基本計画目標事業量	54
第3章 計画進行の手順	55

第Ⅳ部 付属資料

1. 日の出町次世代育成支援対策協議会設置要綱	60
2. 日の出町次世代育成支援対策協議会委員名簿	61
3. 会議等開催経過	61

第 I 部 基本構想

第 1 章 行動計画の策定

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

日の出町は、東京都の西部に位置し、総面積の約 8 割を森林が占める緑豊かな町ですが、少子高齢化が進行しており、今後の地域の活性化のためにも産業基盤や交通基盤の強化と、適正な人口規模の達成が望まれています。仕事をする女性が増えた今、仕事と子育ての両立支援をはじめ、子育てがしやすい環境整備に努めることも、これからの町の発展にとって重要な課題です。

結婚、子育てに関する人々の意識の変化や、核家族化、女性の社会進出などの諸々の条件により、平成 14 年のわが国の合計特殊出生率は 1.32 にまで低下し（平成 15 年は 1.29）、予想以上のスピードで少子化が進行しています。こうした流れを変えるため、国においては、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から 10 年間、地方公共団体及び企業等が集中的・計画的な取り組みを進めるための行動計画の策定が義務づけられました。

また、今回策定する新たな行動計画においては、子育てと仕事の両立支援が中心であった従来の取り組みに加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進という 4 つの柱（平成 14 年 9 月発表の「少子化対策プラスワン」）に沿って、総合的な取り組みを推進することが示されています。

日の出町ではこれまで、町の基本構想・基本計画である「新ひので理想郷プラン 21」や「日の出町地域保健福祉計画」、「日の出町母子保健計画」のなかで家族・地域の子育て支援、児童福祉、青少年の健全育成に取り組み、各種サービスの提供に努めて参りましたが、新たな時代に対応した総合的な子育て支援施策・事業の体系化と、その実施に向けた基盤整備がこれからの課題として考えられます。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく策定指針を踏まえるとともに、昨年度実施したニーズ調査等をもとに日の出町の子育てにかかる現状と課題を明らかにし、住民に身近な地域に根ざした子育て支援策の充実を図るために策定するものです。

第2節 計画の性格・位置づけ

- ① この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。
- ② この計画は、国の「行動計画策定指針」をはじめ、町の基本構想・基本計画である「新ひので理想郷プラン21」、「日の出町地域保健福祉計画」、「日の出町母子保健計画」等の内容を踏まえて策定するものです。
- ③ この計画は、町民、関係団体、有識者からなる「日の出町次世代育成支援対策協議会」で検討を重ね、策定するものです。
- ④ この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定するものです。

第3節 計画の期間

次世代育成支援地域行動計画は5年ごと2期の計画となり、計画期間は平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）の5年間を前期計画とします。後期計画は平成21年度に見直し、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）となります。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間									
					見直し	後期計画期間			
日の出町基本構想 「新ひので理想郷プラン21」									

第2章 現状と課題

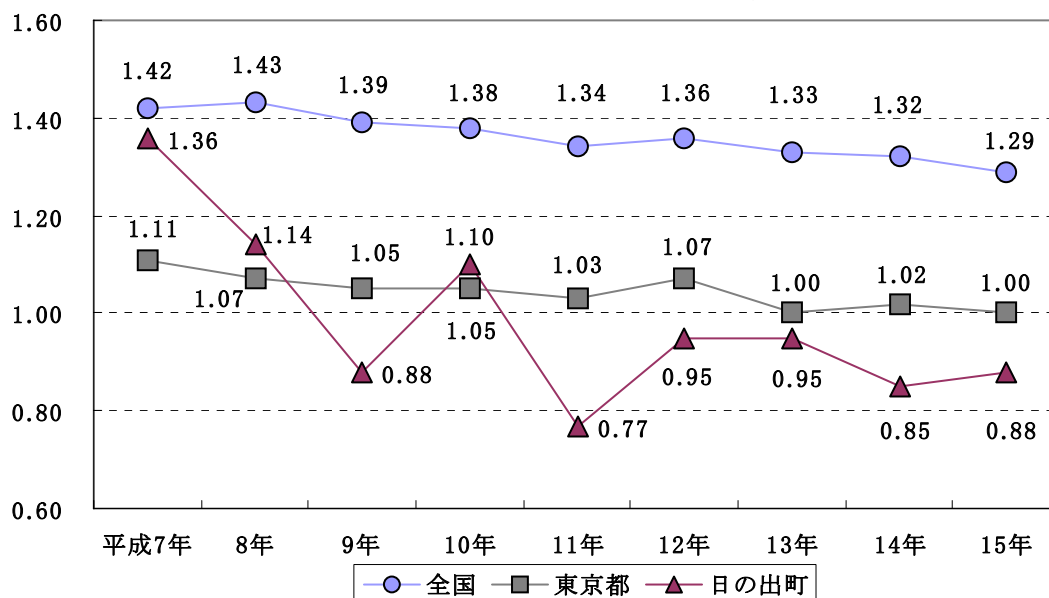
第1節 子育てを取り巻く環境の変化

1. 少子・高齢化の進行

わが国では、少子化が著しく進行し、一人の女性が生涯に出産する平均的な子どもの数（合計特殊出生率）は、平成15年には1.29人と過去最低を記録しました。東京都では、国の数値を大きく下回り、日の出町はさらに低い数値となっています。

少子・高齢化が進むなかで、豊かな地域社会を実現していくためには、健康で生きがいのある長寿社会づくりとともに、子どもを産み育てやすい環境づくり、子どもが健全に育つための地域社会づくりに努めていく必要があります。

合計特殊出生率の推移（資料：人口動態統計、東京都衛生年報）



2. 女性就労の拡大と共働き世帯の増加

女性の就労者数が拡大していますが、結婚や出産により一旦仕事を離れ、その後はパートやアルバイトの就業形態が多くなっていることから、女性の再就職の支援等が重要となっています。また、共働き世帯が増加するなかで、多様な保育サービスへのニーズが高まり、中でも母親の産後休暇や、育児休業が終了した後の低年齢児への保育サービス、また病後児保育への希望が多くなっています。

3. 育児不安の拡大

育児不安が乳幼児期の子育てから小学校児童期にまで広がってきており、子育てのストレスから虐待にいたるケースも少なくないことから、虐待防止のための取り組みを進めていくことも重要です。

また、仕事をしながら子育てしている人への支援が充実されていく一方で、家庭で子育てに専念している母親に不安や悩みが強いという状況もみられることから、専業主婦

への子育て支援のあり方を検討し、推進していく必要があります。

4. 身近な遊び場・安全な環境

都市化の進行や生活スタイルの変化などにより、子どもが自然とふれあう機会や、近所で友達と遊ぶ機会が減少し、遊びを創意工夫する体験が失われてきていることから、子どもが自由に集まる遊び場、親子が集まって交流できる場所、中学生・高校生など思春期の子どもたちの居場所を確保していくことが重要です。

また、近年では、子どもを対象とした凶悪な事件や、学校への不審者の侵入などが多発しているため、子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりが必要とされています。

5. 子どもの心身の健康問題

いじめや不登校、ひきこもり、非行などの子どもの問題行動や、食生活や生活リズムの乱れから、体力と集中力に欠けたり、ひどい場合には摂食障害に陥ったりするなどの健康問題が課題となっています。学校、家庭、地域が連携して、子どもの健全育成に向けた取り組みと、心身の健康に対する相談・支援をしていくことが重要です。

6. 有害情報の影響

一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフトが販売され、またテレビ、インターネット等のメディアでは、性や暴力等の有害情報があふれていることから、子どもに対する悪影響が懸念されており、何らかの対応が必要とされています。

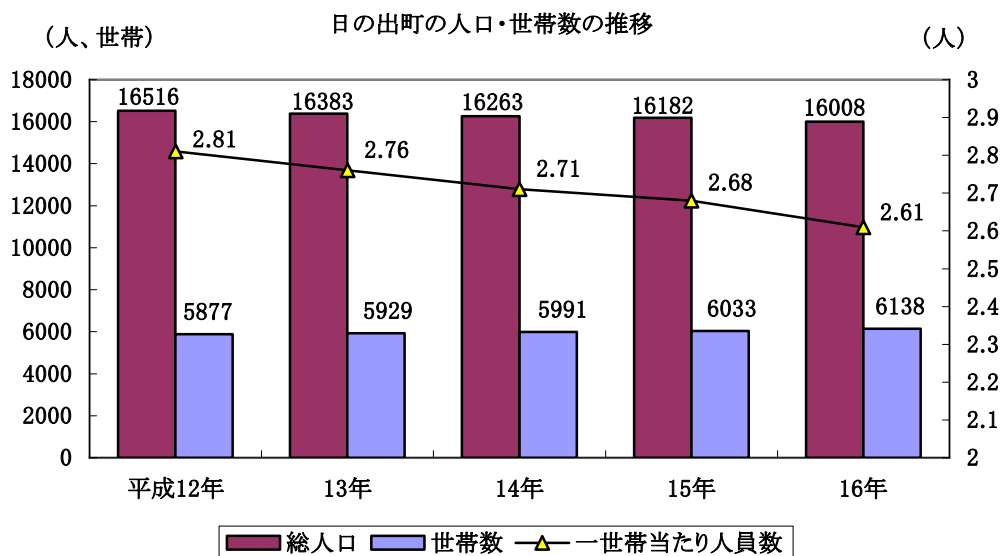
7. 小児医療の縮小

少子化を反映して、小児医療を取り巻く環境は厳しく、全国的に小児医療機関が縮小傾向にあります。一方で、母親の就労や子育て不安などにより、時間外小児患者や小児救急患者が増え、大きな問題となっています。町内には休日夜間に診察を受けられる医療機関がないことから、24時間対応の小児科への要望もみられ、今後の小児夜間診療体制や小児救急医療の整備が課題となっています。

第2節 日の出町の人口・世帯数

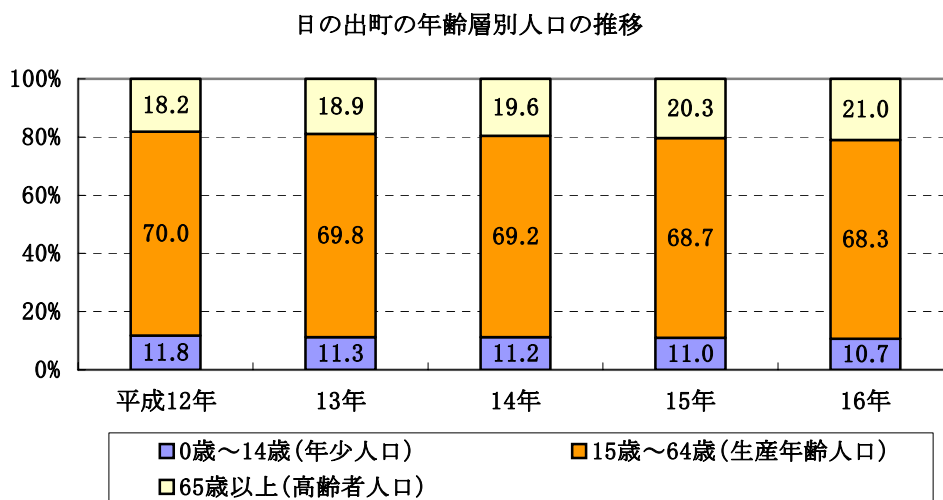
1. 町の人口・世帯数の推移

平成12年以降の町の総人口は、住民基本台帳（4月1日現在）によると、毎年100人前後減少していますが、一方世帯数は徐々に増加しています。一世帯当たりの人員が減少していることから、単身世帯や核家族が増加していると考えられます。



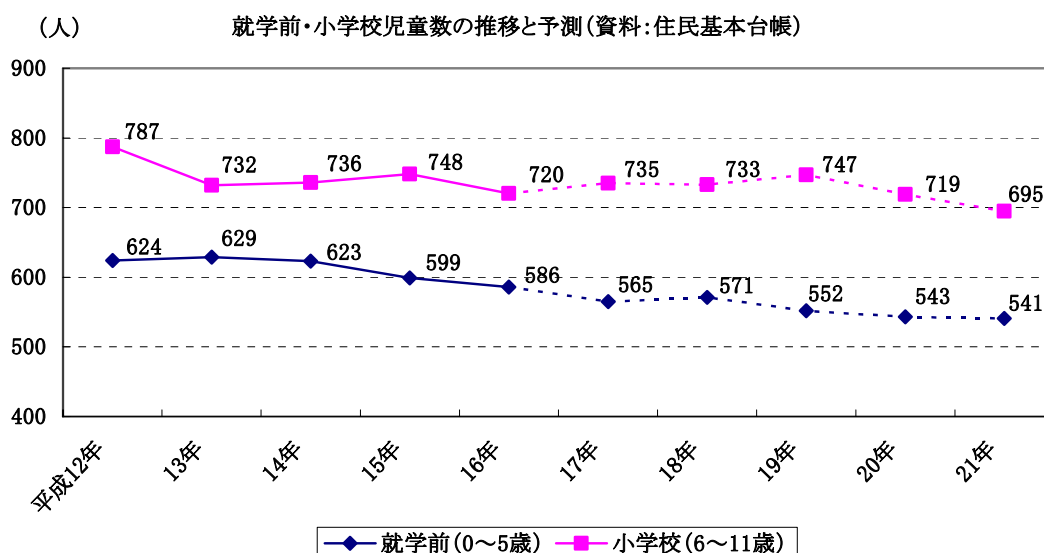
2. 年齢別人口構成の推移

日の出町の人口構成をみると、平成12年以降（住民基本台帳、4月1日現在）、少子高齢化が緩やかに進行しており、平成16年では65歳以上の高齢者の割合が、14歳以下の年少人口の割合の約2倍に達しています。



3. 就学前・小学校児童数の推移と予測

日の出町の児童数の推移（平成12年～16年：住民基本台帳）と予測（コーホート変化率による）を見ると、今後5年間で就学前児童（0歳～5歳）、小学校児童（6歳～11歳）ともに着実に減少していくことが予想されます。



4. 保育所の入所状況

日の出町には私立保育園が4か所、認可外保育室が1か所あり、定員数の合計は372人で、平成15年度の月平均人員数は合計303.1人(充足率81.5%)となっています。

(平成15年度)

保育園名	区分	定員	延入所人員	月平均人員
大正保育園	私立	70人	516人	43.0人
大久野保育園	私立	70人	626人	52.2人
さくらぎ保育園	私立	100人	1,026人	85.5人
宝光保育園	私立	110人	1,364人	113.7人
大久野幼児園	個人	22人	105人	8.8人
合計	5園	372人	3,637人	303.1人

第3節 日の出町の子育ての基本的課題

～ 日の出町次世代育成支援地域行動計画二一三調査より ～

【調査の概要】

- (1) 調査地域： 日の出町全域
- (2) 調査期間： 平成16年2月～3月
- (3) 抽出方法： 住民基本台帳から抽出
- (4) 調査方法： 対象者に調査票を郵送、郵便での返送による回収
- (4) 調査対象・回収数・回収率：

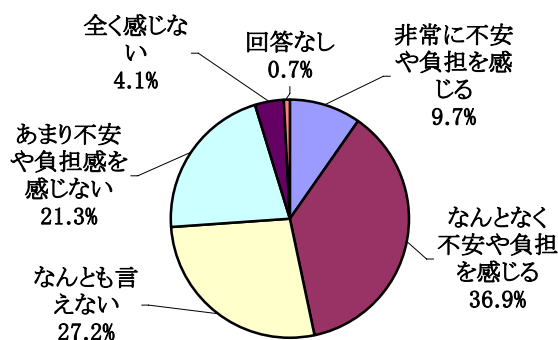
調査対象	配布数	回収数	回収率
日の出町内在住の就学前の児童を持つ保護者	483人	268人	55.5%
日の出町内在住の小学生の児童を持つ保護者	548人	293人	53.5%

【調査結果による主な現状と課題】

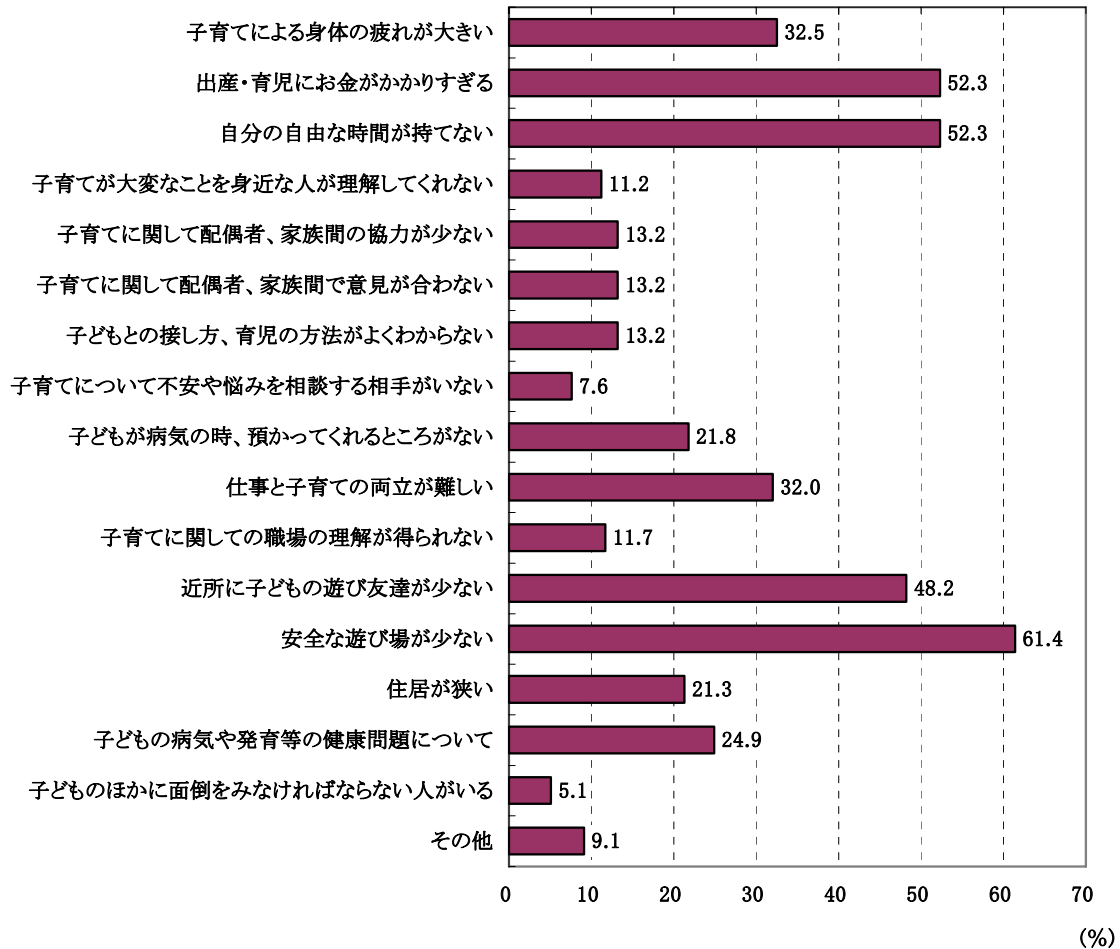
1. 子育ての不安や悩みについて

核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、子育てに対する保護者の不安や負担感が強まっています。日の出町の今回の調査においても、子育てに不安や負担を感じている人が約半数で、その内容として「安全な遊び場が少ない」、「出産・育児にお金がかかりすぎる」、「自分の自由な時間が持てない」、「近所に子どもの遊び友だちが少ない」などが目立っていました。就学前、小学校を通じて育児・教育費のことと、子どもの遊び・友だち関係のことが最大の悩みとなっており、これらへの対応が課題となっています。

子育てに関する不安や負担感
(就学前児童の保護者)



子育てについての不安や悩み(就学前児童の保護者)



2. 保育サービスについて

保育サービスの利用を望む就学前の保護者の割合は、お子さんの年齢によって違いはありますが5割～8割と高い割合を示していました。また、保育サービスの利用とともに、保育園・幼稚園の費用の負担軽減が強く求められていました。そのほか、「仕事時間にあわせて延長保育をしてほしい」、「保育園の入園手続きを柔軟に対応して欲しい」、「子どもの一時預かりなどの体制の整備」などへの要望が見られ、今後の課題となっています。

3. 学童クラブについて

小学生の学童クラブについては、子どもが低学年ほど平日の利用希望が高く、全体の約2割が利用を希望していました。土曜日の利用希望は約1割となっています。具体的には、「夏休み等の長期休暇に学童クラブを利用したい」、「6年生まで利用できるようにしてほしい」、「利用できる時間帯を延長してほしい」、「育成料が高い」などの意見が見られ、今後の対応が求められています。

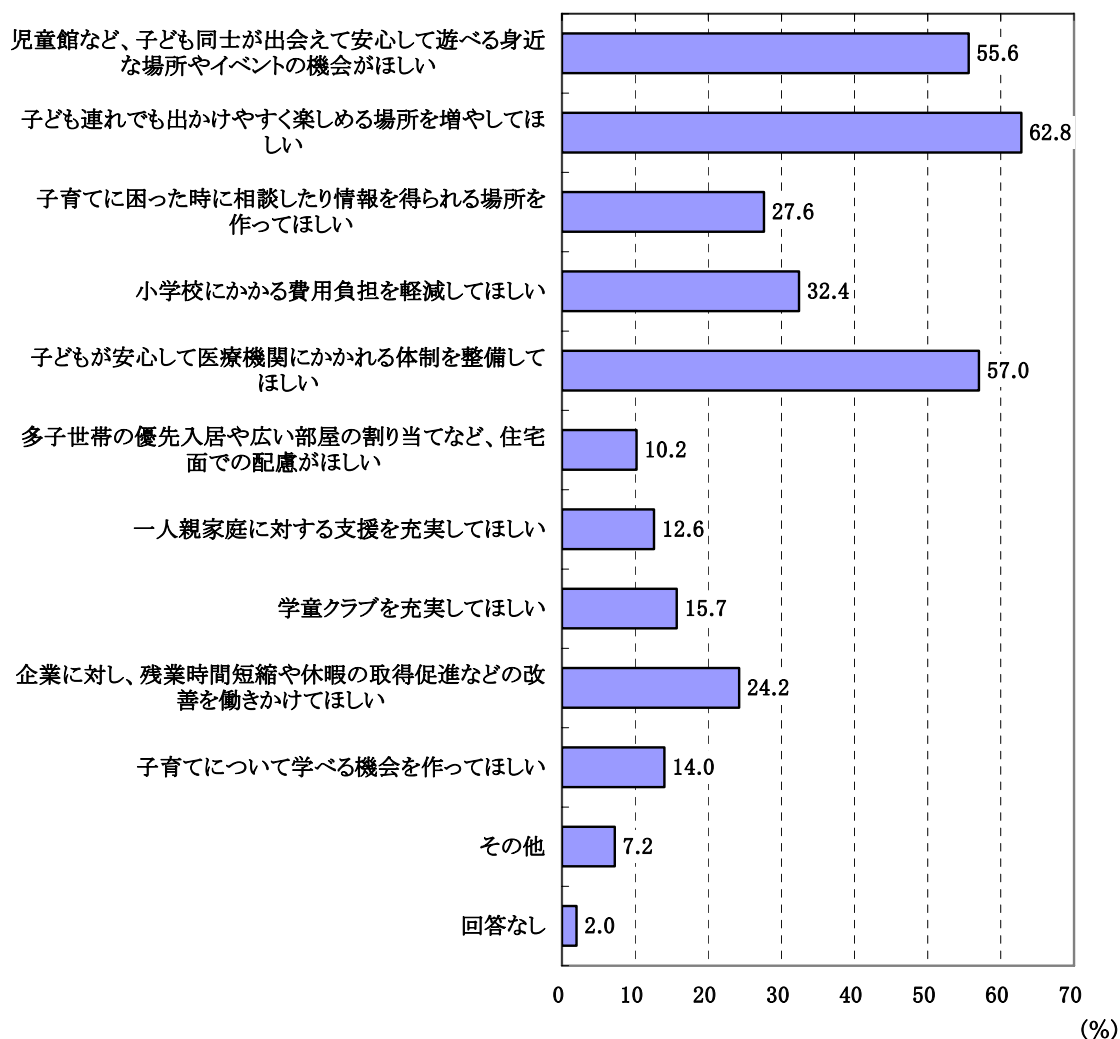
4. 保健・医療について

保健・医療の充実についての要望も高く、中でも子どもが病気の時などに医療機関と連携したサービスを利用したいという保護者は6割を超えていました。その他の意見として、「近くに病院が少ない」、「子どもが小さいと夜間の病気などが非常に不安だ」、「健診や予防接種の時間帯を変えてほしい」、「休日診療・夜間診療を行っている病院の情報を載せてほしい」などの意見が見られ、今後の対応が求められています。

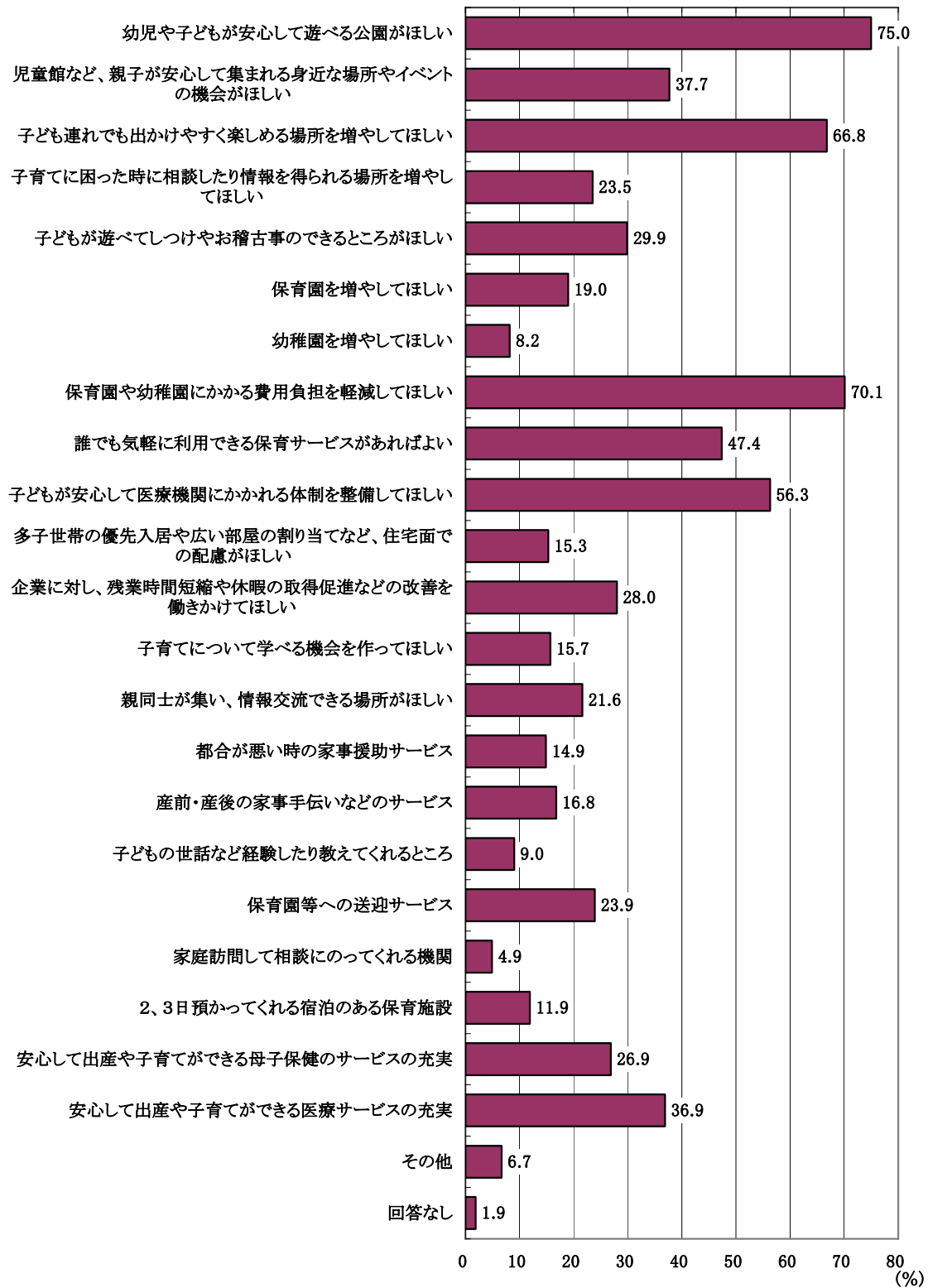
5. 経済的支援について

出産・子育てにかかる費用は、少子化の大きな要因であり、今回の調査によっても「教育費の負担軽減」や「保育所や幼稚園などの費用の軽減」を望む声が非常に高くなっていました。そのほか、「乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大」、「児童手当や乳幼児医療費の助成制度の所得制限撤廃」などの意見が多数あり、今後の課題となっています。

町に充実してほしいこと（小学生児童の保護者）



町に充実してほしいこと(就学前児童の保護者)



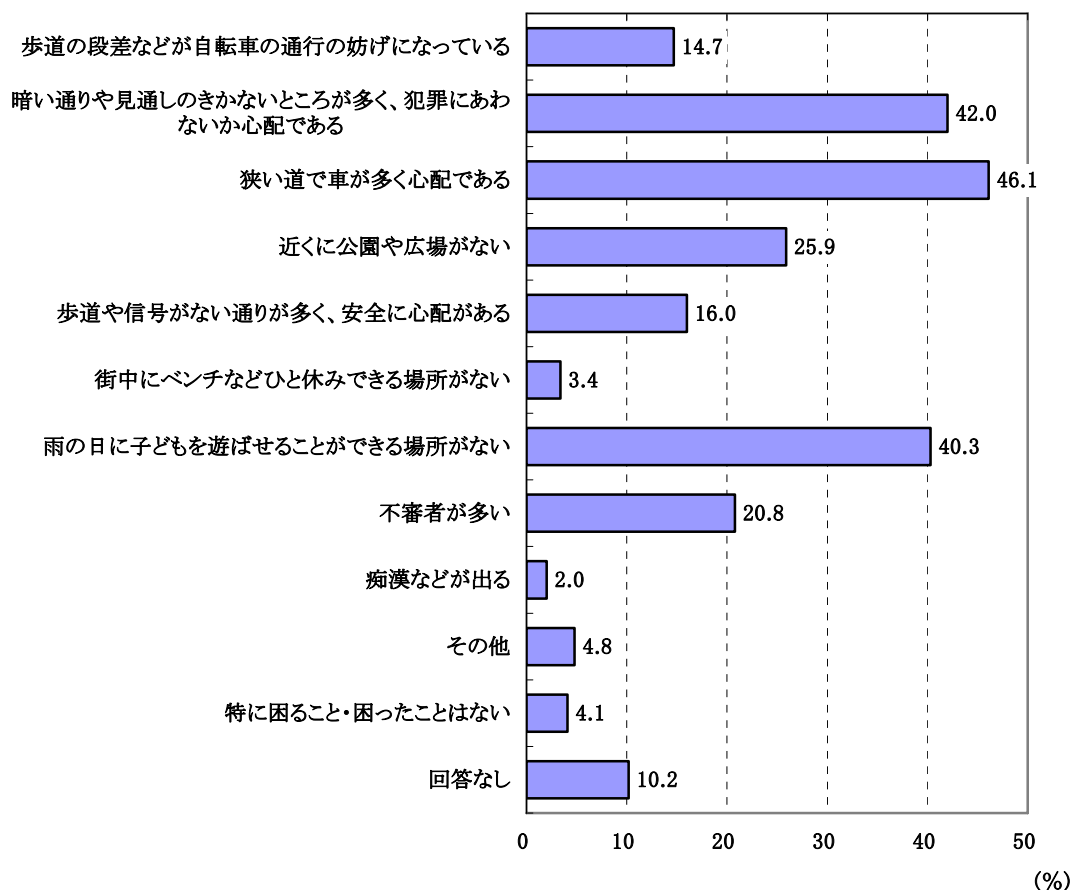
6. 遊び場・児童館について

子どもの遊び場については、「幼児や子どもが安心して遊べる公園がほしい」、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「児童館など子どもが安心して遊べる場所やイベントの機会がほしい」など、町の子育て支援に対する最大の要望となっています。その他の意見としても、「雨の日に遊べる場所がほしい」、「小学校の空き教室を地域の親子に開放してほしい」、「乳幼児連れが安心して遊べ、交流できるような児童公園を整備してほしい」など多数の意見があり、子どもが安全に遊べる場所や母親の精神的負担を軽くする場所の充実が強く求められています。

7. 道路・交通について

町の道路に関しては、「狭い道で車が多く心配である」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く犯罪にあわないか心配である」などの不安が強く見られました。また、交通面では、「町の福祉バスに親子連れ（未就学児の）も乗せて貰えると助かる」、「子どもが利用できる町内バスの本数が少ない」などがあり、子どもの安全や利便性の面で対応が求められています。

外出について（小学生児童の保護者）



8. その他

その他の課題として、全般的に、日の出町は高齢者や高齢者のいる世帯に対する施策は充実しているが、子どもや子育て家庭に対する支援が少ないという意見が多くみられ

ました。また、「好き嫌いが多い子どもが増えているので食に関する支援が必要だ」、「保健センターでのサークル活動を支援してほしい」、「定年後の教職員の方において補習的な勉強会を土曜日などに開いてほしい」、「若い人たちが気軽に出会える場が必要だ」、「保健師さんとメール通信ができればよい」などの意見があり、本町の子育て支援の充実のために検討していく必要があります。

【調査による自由意見のまとめ】

■子育て支援サービス・サークル等

- ・つどいの広場のようなものを作っていただけると母親の精神的負担が軽くなると思う。
- ・これからも保健センターでのサークル活動を支援していただきたい。
- ・曜日、時間に関係なくいつでもフラッと立ち寄れる場所があればと思う。
- ・親子で参加できるサークルが、土、日、祝祭日にもやる日があると良い。
- ・子どもの一時預かりなどの体制を早急にとること。日の出町の体制は遅れている。
- ・父親や母親が急な用事な時、どこかで一時預かりしてくれれば大変助かる。

■保育サービス

- ・保育園の時間をもっと遅くまでにしてほしい。残業ができない。
- ・母親が専業主婦でも病気や用事などで一時預かってくれる所があれば安心。
- ・出産時の祝い金よりも、臨機応変な保育サービス受け入れの拡大が望ましい。
- ・保育料の軽減を希望する。
- ・保育園にあずける手続き等、すべて返信封筒付きで親の負担を減してほしい。
- ・町内の保育園には延長保育もない。町外の保育園に1時間かけて通っている。

■学童クラブ・児童館

- ・春、夏、冬休みの期間は、学童クラブを6年生までにしていただけると助かる。
- ・学童クラブを夕方の6時30分までのばしてほしい。
- ・子どもにとって安全で充実した児童館を設置してほしい。
- ・児童館は、幼児が遊べるおもちゃ、絵本、ボール、楽器など楽しめる物が足りない。
- ・児童館が魅力あふれるところならば、長期休み中に行く場があり、とても助かる。
- ・既存の施設を生かせばお金をかけなくても児童館は出来るのではないか。
- ・夏休み等は一日中一人で留守番させるのは心配。長期休暇に学童クラブを利用したい。
- ・学童クラブでは、おやつがインスタントだったりスナックだったりする事が多いのは困る。
- ・学童クラブの施設も老朽化し、子どもが長時間過ごすのはかわいそうになる。

■保健・医療

- ・休日や夜間の医療の充実や医療費の6才以上の子供の補助を望む。
- ・町民の健康のためには保健師が2人では足りないと思う。
- ・子どもの健診、予防接種の日が決まっていて、子どもの調子で出来ない事が多すぎる。
- ・不妊治療のサポート（助成金）を充実して頂きたいと思う。
- ・広報に休日診療、夜間診療を行っている病院の情報を載せてほしい。
- ・日の出町に小児科中心の医療機関がほしい（24時間体制の）。
- ・健診や予防注射の時間が昼寝時でぐずりやすいので午前中など時間帯を変えて欲しい。
- ・予防接種などを土曜日、日曜日でサービスをしてもらえると助かる。
- ・近くに病院が少ない。そのため子どもが熱をだしても遠い病院に行ったりする。
- ・日の出町には大きな病院が無く病院も少ないので、都内どこでも出来る様にしてほしい。

- ・夜間、休日の救急病院を設置してほしい。
- ・子どもが小さい頃は夜間の病気などに対して非常に不安がある。
- ・小児医療の充実に対して、町として出来ることに力をいれて取り組んでほしい。
- ・食に関する支援が必要。バランスの良い食事の大切さを若い世代に教える必要がある。
- ・保健センターにHPを作ってくれれば、直接、行けない時などに便利だと思う。
- ・病気をした時が一番心配で、小児科など、休日、夜も利用しやすくしてほしい。
- ・母子手帳交付時又は健診時にサービスの一覧表をいただけたら嬉しい。
- ・インフルエンザや新型ウィルスなどについて、生きた情報を流してほしい。

■経済的支援

- ・医療費の助成制度について、所得制限の撤廃をしてほしい。
- ・多子世帯の場合、子どもが大人（20才）になるくらいまで支援してほしい。
- ・医療費の無料の年齢制限、所得制限の撤廃。
- ・児童手当、医療費補助など所得制限をなくしていただきたいです。
- ・育児手当の支給期間の延長、医療手当で支給期間の延長。
- ・所得制限なしで子どものいる家庭全てに子育て援助費制度を設けてほしい。
- ・出産費用などお金の出費が多い。
- ・医療費を中学生まで軽減してもらえたら良いと思う。
- ・所得に関係なく医療費の控除が受けられたらありがたい。

■仕事と家庭の両立

- ・子育てをしながら母親が仕事をする場合、仕事をする時間等にどうしても限界がある。
- ・職場中心の社会が、特に父親に色濃い。その負担はどうしても母親にかかってくる。
- ・子どもを預けてまで働かなければいけない状況を変えてほしい。

■遊び場・公園・施設

- ・日の出町には公園が少ない。わざわざ車で行かなければならず非常に不便。
- ・家の近くにある公園は遊具が少なく、思いきり遊べない。
- ・雨が降っても遊べるような所を作してほしい。
- ・乳幼児連れが安心して遊べ、交流できるような児童公園があるといい。
- ・日の出町内や近隣市町村などの遊べる所（子連れ等で）が描いてある地図があると良い。
- ・公園と呼べるものがほとんどなく、グラウンドも普段カギがかかっている中に入れない。
- ・公園に遊具などが増え充実してきたが、ゲートボールで使われている時は利用しにくい。
- ・家の前の公園の遊具は錆びてボロボロ。そのためだれも遊んでいない。
- ・大人から子供まで楽しめる施設が町内にあれば良い。
- ・図書館をもっと広くしてもらいたい。プール付きの屋内体育館があると良い。
- ・公園の遊具のネジ、ボルトなどの点検をしていただきたい（年に1度でもいいから）。
- ・グラウンド等のそばに子どもが遊べる公園のようなものがあるといいと思う。
- ・町全体が緑にあふれているためか、整備された公園らしきものがない。
- ・古くても木製の遊具が好き。全てプラスチックにするのは悲しい。
- ・天候が悪いとき遊べるように、子ども、大人全てが使用出来る屋内体育館がほしい。
- ・日の出町にはプールが無く、学校の夏期水泳教室も短期で終わる。
- ・安心して遊べる公園が少ない。プールもない。町民体育館がほしい。
- ・老人福祉施設は整備されているが、児童施設の整備が遅れていると思う。
- ・休日は保育園が休みなので、そういうときに気軽に遊びに行ける場所があるといい。
- ・小学校の空き教室を開放するなど、地域の親子が交流する場が提供されると嬉しい。
- ・老人向けの施設の一部でも学童や学校の机や椅子を買い替える費用にあててもらいたい。
- ・自然がイコール子ども向けの施設にはならない。公園をもっと増やしてほしい。

- ・日の出町は老人の福祉ばかり考えている。その反面、子ども（小中学生）が本当に必要としている遊び場や、子どもの目線に立って考えた施設が全くと言ってよいほどない。

■学校・幼稚園

- ・学校週5日制に伴い土曜日のイベントが多くなったが、多すぎて行けない物が多い。
- ・土曜日に集中しがちなPTAの行事を、他の日に少し移すことは出来ないものか。
- ・幼稚園を作ってほしい。また、幼稚園にかかる費用負担の軽減を検討してほしい。
- ・生徒数減で平井、大久野中学校の学級数も減少している。早期に中学校の統合を望む。
- ・春、夏、冬休みに、子どもが学校で遊べるように、人員も含めて検討してほしい。

■道路・交通

- ・町の福祉バスに親子連れ（未就学児の）も乗せてもらえると助かる。
- ・狭くて子どもが歩くのに大変危険な歩道もある。
- ・子どもとサイクリングができるような道路整備をしてほしい。
- ・歩道がせまい所があり、危険。
- ・ごみ収集日は歩道にごみ袋があふれ、小学生は車道におりて通学している。
- ・川沿いに散歩道や遊歩道があると思う。
- ・高齢者バス等はあるのに、子どもが利用できる町内バスの本数が少ない。

■その他

- ・幼少児を持った若年層世代の親達へもっとエールを送ってほしい。
- ・夕方の鐘の音などは、赤ちゃんがいる家庭にとっては音量を少し下げてください。
- ・自治会に入っていないと、もらえない資料が多くある。
- ・チャイルドシートの貸し出しが「購入助成金」になってしまったのが残念。
- ・図書館のお話会は、もう少し広い場所で伸び伸びと行っていただきたい。
- ・結婚しない人が増えたように思う。気軽に参加できる出会いの場があればいいと思う。
- ・定年後の教職員の方をお願いして、補習的な勉強会を土曜日などに開いてほしい。
- ・子ども用の防犯ベルの支給等も望ましい。
- ・以前あった盆踊りのようなものも地区でなく町全体であるといい。
- ・将来的に若い人が定住したくなる施策に取り組み、活性化した町となるよう望む。
- ・児童生徒が利用できる、町民体育館、町民プール等の運動施設は未整備。
- ・子ども達に防犯ブザーを持たせて、町全体の人が知るようにしてほしい。
- ・子どもが少ないのに子ども会があるのは不思議。
- ・これからの町を築く子ども達にもっと充実した施策を考えて欲しい。
- ・学校の体育の時間だけでは運動不足。クラブなど続けられるものを作ってほしい。
- ・若い人や子ども達の教育関連の予算が削られているのは、未来に希望が持てなくなる。

第3章 理念と基本方針

第1節 計画の理念・基本方針

1. 基本理念

母親が安心して妊娠・出産を迎え、父親とともに生きがいを持って楽しく子育てができるよう、また、子どもたちが健康でのびのびと成長していくことができるよう、本計画の基本理念を次のように定めます。

親子ふれあい理想郷ひので

～安心して子育てができるまちづくり～

2. 基本方針

上記の基本理念のもと、以下の5つを基本方針とし施策を推進していきます。

(1) ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の児童の養育に関する情報を提供するほか、住民同士の連携意識の高揚に努めるなど地域における子育てを支援します。また、多様化する就労形態に応じて、男性の育児参加を推進するとともに再就職支援や育児・介護休業法の普及啓発に努めます。

(2) 親子が健やかに育つための健康づくり

子どもを生き育てる環境の変化に敏速に対応し、母子の健康づくりに関する相談や健診の充実、小児医療体制の充実を図るなど、親と子がともにすこやかに成長していける環境整備を進めます。

(3)子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

地域の人材や教育資源を活用した体験学習の実施など魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校内に留まらない家庭や地域教育の推進を図ります。そして、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して子どもの成長を促す地域環境づくりに努めます。

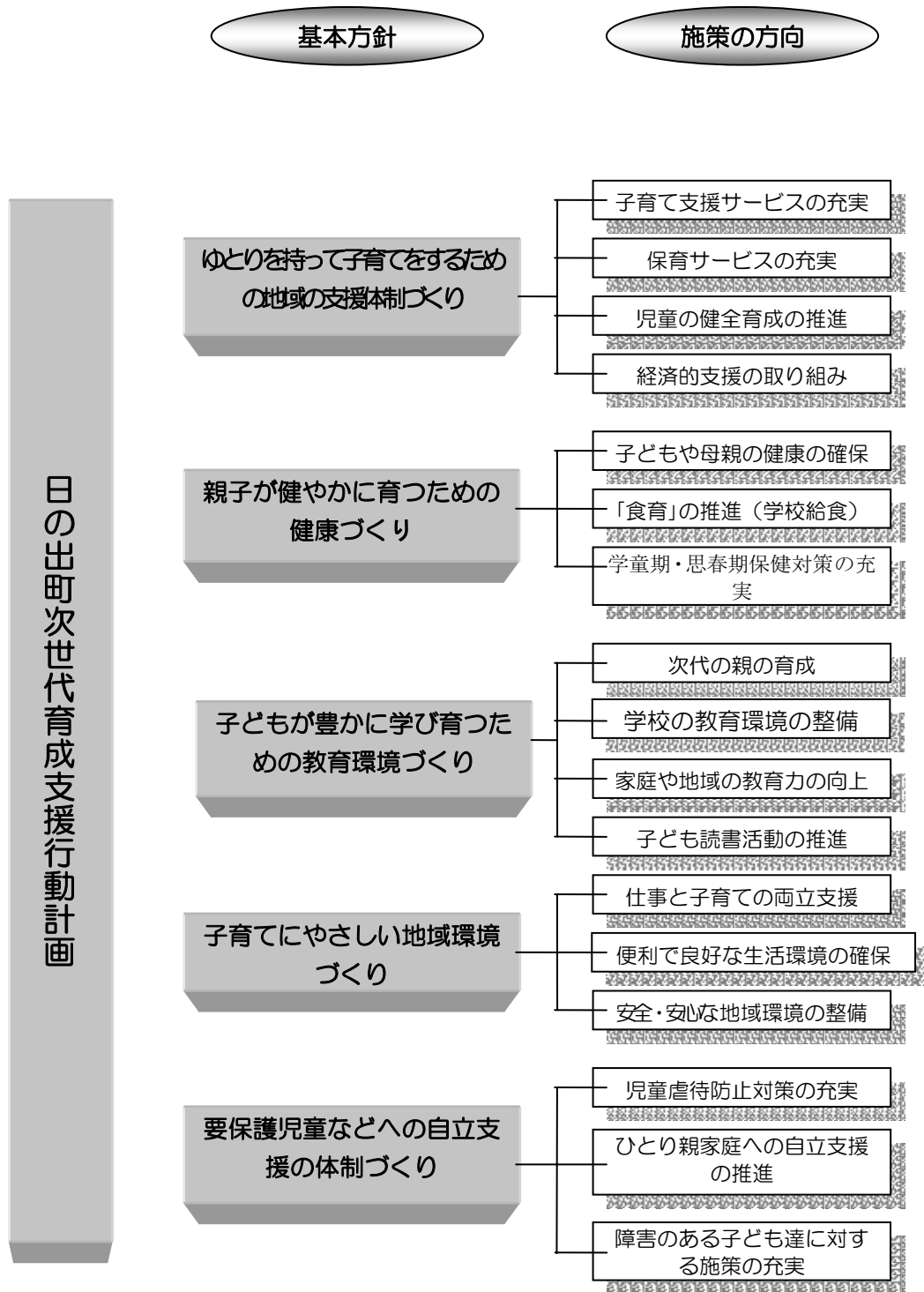
(4)子育てにやさしい地域環境づくり

快適な子育て環境の整備のため、各公共施設の開放などを進めるとともに、交通安全、防犯関係といった子どもの安全の確保の徹底を推進し、安心とゆとりのある生活環境の充実を図ります。また、近年の少子化傾向の大きな要因となっている子育てに関する経済的負担を総合的に支援します。

(5)要保護児童などへの自立支援の体制づくり

障害児家庭、ひとり親家庭といった特に支援が必要な要保護児童家庭への総合的なきめ細かな対応を推進します。また、社会問題となっている児童虐待問題についても地域と行政が連携したネットワークづくりを図り、その防止・早期発見・対応に努めます。

第2節 計画の体系



第Ⅱ部 前期基本計画（平成17年度～21年度）

第1章 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

【現状と課題】

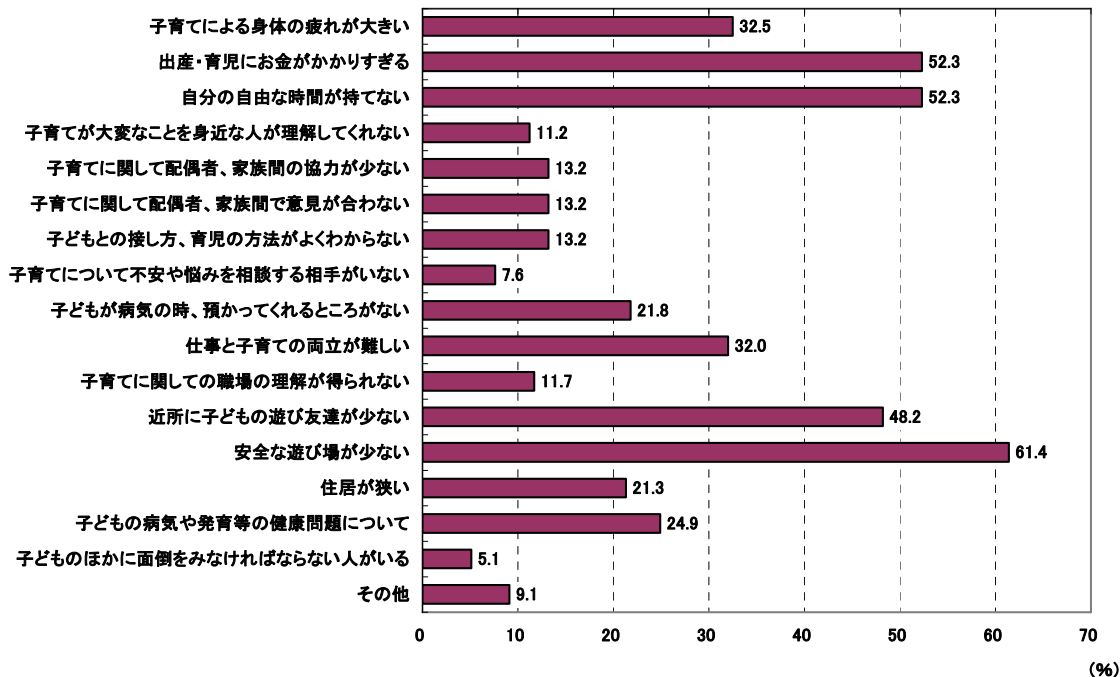
少子化が進み、子どもの数が減少する一方で、核家族化・共働き家庭・就労形態の変化等の影響により保育サービスのニーズは多様化してきています。

今回の調査でも、住民の保育サービスや子育て支援へのニーズは高いことから、施設の充実や人数枠の拡大をはじめ、緊急時や就労形態の多様化に対応した延長保育・一時保育・病後児保育などの検討・実施がこれからの課題と考えられます。

子どもの遊び場や交流の場が少ないという全体的な課題に対しても、休日の教室開放など、学校の施設利用が望まれていました。現在町では、子どもの居場所づくり事業として、社会教育施設や空き教室を使用した事業を展開しています。

また、職場中心の社会の負担が、どうしても母親にかかってくるなどの意見もみられ、仕事と子育ての両立が困難な現状も大きな課題となっています。こうした状況に対し、男性の育児参加とともに、育児休業制度の普及・啓発などを推進し、子育てに関して、いっそうの理解と配慮のある社会の実現をめざしていく必要があります。

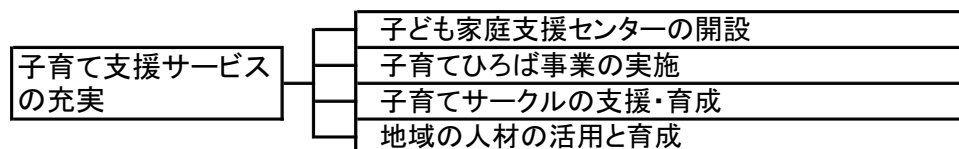
子育てについての不安や悩み(就学前児童の保護者)



【施策の内容】

第 1 節 子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちが地域との関わりの中で、すこやかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスを図ります。



【具体的施策】

1. 子ども家庭支援センターの開設

日の出町子ども家庭支援センターを開設し、子ども家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談・子ども家庭在宅サービス等の提供、調整・サービス調整）及び地域組織化事業（子育てグループの活動支援・ボランティア団体の支援、地域福祉のニーズ調査研究）等を行い、子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図ります。

2. 子育てひろば事業の実施

身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、0～3歳児の孤立しがちな子育て家庭を中心につどいの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を実施します。

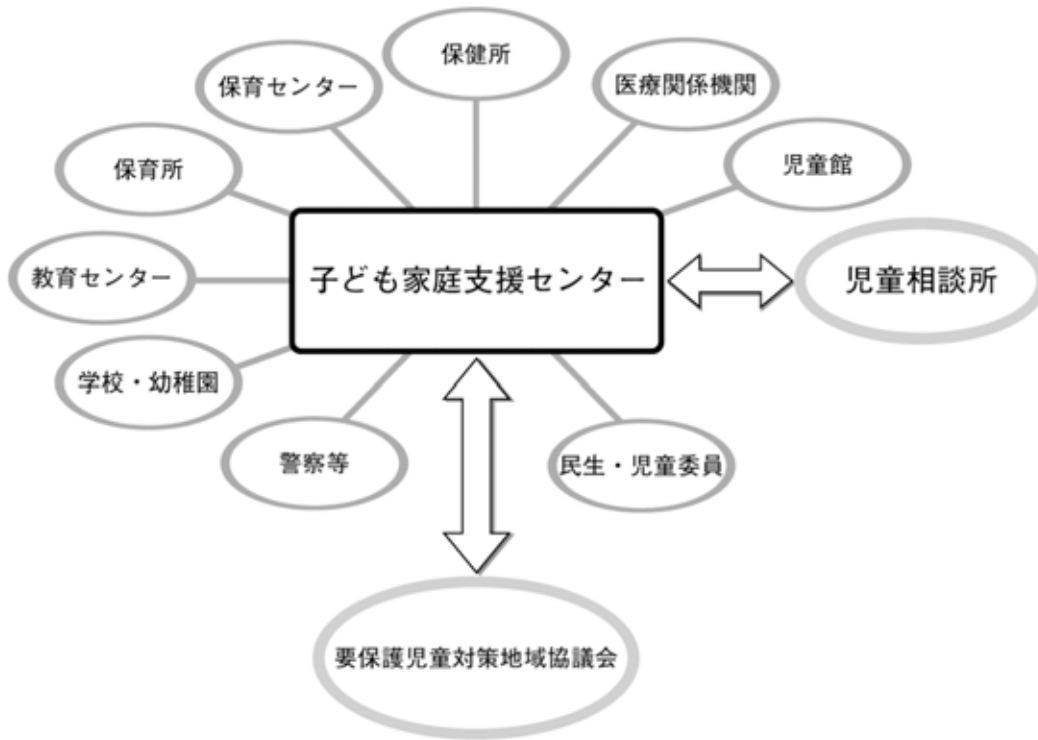
3. 子育てサークルの育成・支援

子ども家庭支援センター、児童館、社会教育関係団体等の活動を通して、子育てサークルや団体の育成・支援を図ります。また、地域の中に親子2人だけの孤独な子育てに悩む保護者がいないよう配慮します。

4. 地域の人材の活用と育成

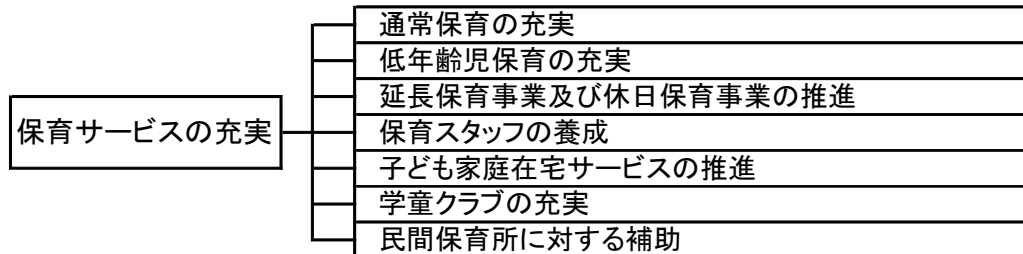
子育て支援のため、ボランティア支援センター、体験活動ボランティア登録者等の地域ボランティアの積極的な活用を図る体制を整備し、人材の育成に努めます。

子ども家庭支援センターの概要



第2節 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態やニーズを十分に踏まえ、子育て家庭に対して利用しやすい保育サービスの充実を図ります。



【具体的施策】

1. 通常保育の充実

保護者の就労や疾病その他の理由などで、保育に欠ける児童の保育を町内保育所で実施します。

【町の保育園等】

施設名	種別	住所	電話
大久野保育園	認可保育所	大久野 2234-1	597-2006
さくらぎ保育園	認可保育所	平井 661	597-3297
大正保育園	認可保育所	大久野 711-1	597-0557
宝光保育園	認可保育所	平井 3389-1	597-0876
大久野幼児園	認可外保育室	大久野 2130	597-4741

2. 低年齢児保育の充実

低年齢からの保育所への入所希望者は増加傾向にあることから、受入体制や保育内容の充実に向けた整備を図ります。

3. 延長保育事業及び休日保育事業の推進

保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため、延長保育事業及び休日保育事業の実施に向けた体制整備を図ります。

4. 保育スタッフの養成

保育士等の資質向上のため、関係機関と連携して研修事業への支援を行います。

5. 子ども家庭在宅サービスの推進

専業主婦の育児疲れの解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため一時保育事業の導入を図るとともに、ショートステイ、トワイライトステイ、訪問型一時保育事業、産後支援ヘルパー事業等の導入に向けた調査検討を進めます。

6. 学童クラブの充実

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校1～4年生までの児童が、安全で快適な放課後の時間を過ごせるよう、放課後児童指導員を配置して、設備と保育内容の充実に努めます。

なお、利用者の動向を踏まえ、定員数の見直しや施設の更新を適切な時期に行い児童の健全な育成に資するものとします。

【町の学童クラブ一覧】

名称	住所	電話	定員
本宿学童クラブ	平井 1729-2 (本宿小学校東側)	597-4749	45名
志茂町学童クラブ	平井 1254-1 (志茂町児童館内)	597-0854	45名
大久野学童クラブ	大久野 1167-6 (萱窪学習等共用施設内)	597-1421	40名

7. 民間保育所に対する補助

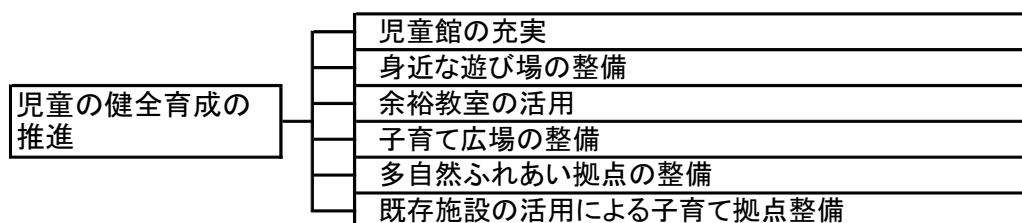
児童の健全な発育に資することを目的に、民間保育所に対し施設運営費や保育教材費等に充てる経費の補助を行います。

第3節 児童の健全育成の推進

子どもたちが、放課後、週末、長期休日において、学校、公民館等の教育・社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

施設の開放にも高いニーズがあり、休日の教室開放など「子どもの遊び場・交流の少なさ」という課題に対し、学校・社会教育施設を居場所とした地域子ども教室等の充実を図るとともに、施設の利用を促進します。

また、非行や不登校などからの立ち直り支援、虐待や性的犯罪から子どもを守る活動や環境浄化活動に地域全体で取り組むなど、児童の健全育成に向け、子どもと子育て家庭を支援します。



【具体的施策】

1. 児童館の充実

専任の職員の指導のもと、児童が健全な遊びと活動を通じて仲間と居場所を得て、心身ともに豊かに成長できるよう児童館事業の充実を図ります。

【町の児童館】

名称	住所	電話
志茂町児童館	平井 1754-1	597-2547

2. 身近な遊び場の整備

子どもの居場所づくりに向けた児童遊園や民間の遊び場の整備を図ります。また、小さな子どもたちが遊べるような乳幼児向けの安全な遊具を設置するとともに定期的な点検を行い安全確保につとめます。

【乳幼児向け複合遊具（2歳児～5歳児用）の設置場所】

設置場所	住所
三吉野4号公園	平井 1003-1
日の出団地2号公園	平井 2196-636
中野地域多目的広場	平井 2256
語らいとふれあい広場	大久野 1689-4
スポーツパークやすらぎとふれあいの丘	大久野 239-1

3. 余裕教室の活用

年々増加しつつある余裕教室については、児童生徒の学習と生活の場として活用していくとともに、地域の大人たちを指導者とした地域子ども教室への場の提供、小学校内に設置されている郷土館等の一般開放の拡充を図り、地域とのかかわりにも配慮します。

4. 子育て広場の整備

公共施設等に児童のプレイルームや、保護者と子どもたちの交流スペースを併設するなど、子育て広場の整備を進めます。

5. 多自然ふれあい拠点の整備

ひので三ツ沢つるつる温泉、肝要の里、自然休養村さかな園などが集中する地区を「多自然ふれあい拠点」として位置づけ、子どもたちに豊かな自然とのふれあいの場を提供するために既存施設等の改修整備等を図ります。

6. 既存施設の活用による子育て拠点整備

スポーツと文化の森整備構想に定められている谷戸沢処分場の広大な跡地に関して、総合的運動公園を設置のほか、子ども向け広場や遊具設置を行い、保護者と子どもたちが自然の中で1日過ごせる公園とするよう、関係機関に働きかけます。

また、既存の社会教育施設に関し、子どものためのグラウンド開放を検討します。

庁舎周辺の土地利用に関しても、住民サービスと子育て支援の観点から適切な時期に見直しを行い利用者の利便を図るものとします。

第4節 経済的支援の取り組み

少子化対策として、教育費補助金、医療費助成、児童手当等を中心に総合的な経済的支援を推進します。

経済的支援の取り組み	児童手当の支給
	乳幼児医療助費の助成
	チャイルドシート購入費補助金の支給
	祝い金制度の創設
	事務の効率化
	就園・就学等に関する保護者負担の軽減
	・幼稚園就園奨励費補助金
	・私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金
	・私立未認可幼稚園園児保護者補助金
	・要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金
	・特殊教育就学奨励費補助金
	・小中学校児童生徒保護者補助金(就学旅行等)
	・進学支度金貸付

【具体的施策】

1. 児童手当の支給

小学校6年生（12歳になって最初の3月）までの児童を扶養している方に対し、児童手当を支給します。（所得制限あり）

2. 乳幼児医療費の助成

小学校就学前（6歳になって最初の3月）までの乳幼児を扶養している方に対し、乳幼児にかかる医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

また日の出町こども育成基本条例に基づき、平成19年4月から現行の乳幼児医療費助成制度に加え、所得制限を撤廃し対象年齢を中学校3年生（15歳になって最初の3月）まで引き上げて助成します。

3. チャイルドシート購入費補助金の支給

道路交通法により、6歳未満の幼児を車に乗せる場合にチャイルドシートの着用が義務づけられたことから、平成15年4月1日以降に出生した児童に対し、チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

4. 次世代育成クーポンの創設

日の出町こども育成基本条例に基づき、平成18年4月から小学校6年生（12歳になって最初の3月）までのこどもを養育している者に対して、さらに平成18年8月からは中学校3年生（15歳になって最初の3月）までのこどもを養育している者に拡大して、日の出町に住所を有することを条件に、こども1人あたり月1万円のクーポン（町内でこどもの養育にかかる経費の支払等に使用できる券）を交付します。

5. 事務の効率化

児童手当、乳幼児医療助成、ひとり親医療助成等に関する電算システムを導入することにより、正確かつ迅速な事務処理を行い、住民サービスの向上を図ります。

6. 就園・就学等に関する保護者負担の軽減

(1) 幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園の設置者が3歳児から5歳児の保護者に対して入園料及び保育料を減免する場合、設置者に対して補助を行います。

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金

私立幼稚園及び幼稚園類似の幼稚施設に在籍する幼児の保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。

(3) 私立未認可幼児園園児保護者補助金

私立未認可幼児園に在籍する幼児の保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。

(4) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金

経済的理由によって就学困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して教育費の扶助を行います。

(5) 特殊教育就学奨励費補助金

小・中学校の心身障害学級児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。

(6) 小中学校児童生徒保護者補助金（修学旅行等）

小・中学校が実施する修学旅行、移動教室及び社会科見学に参加する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため補助金を交付します。

(7) 進学支度金貸付

経済的理由に高等学校等に就学困難な者に対して、入学時に必要な支度金を貸し付けます。

第2章 親子が健やかに育つための健康づくり

【現状と課題】

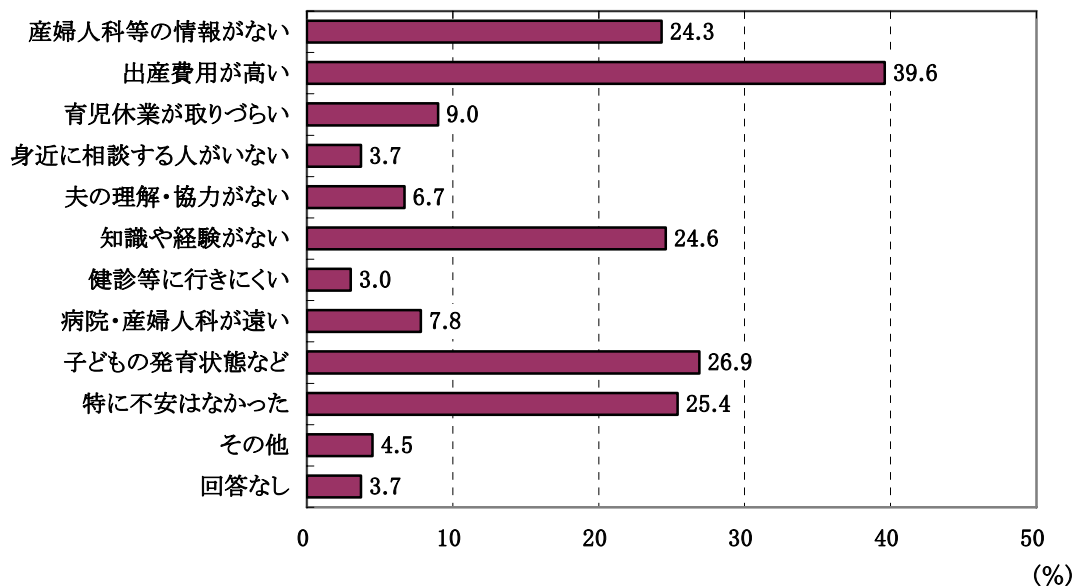
妊娠・出産にかけて母親の心身の状態は短期間に大きく変化します。胎児は、母体の健康状態に大きな影響を受けるため、妊娠・出産期における効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は重要な課題となります。

今回の調査では、出産費用が高いことや産婦人科等の情報がないこと、子どもの発育状態、知識や経験がないことなどが、妊娠・出産に関する主な不安内容となっており、安心して出産や子育てができる母子保健サービスの充実を求める意見も多数見られました。また、医療関係においては、休日・夜間の小児救急医療体制の整備が特に望まれており、早急の対応を考えていく必要があります。

また、近年では食の重要性が見直され、本町においても朝食の欠食などが子ども達の間に見られることから、規則正しい食習慣の形成と、食を通じた子どもの心身の健全育成や良好な人間関係の形成を推進していくことも重要です。

思春期になると、心身が不安定になり、いじめや不登校、非行などの問題も多くなり、心に悩みや問題を抱える子どもも多くなることから、相談体制の充実などに取り組んでいく必要があります。

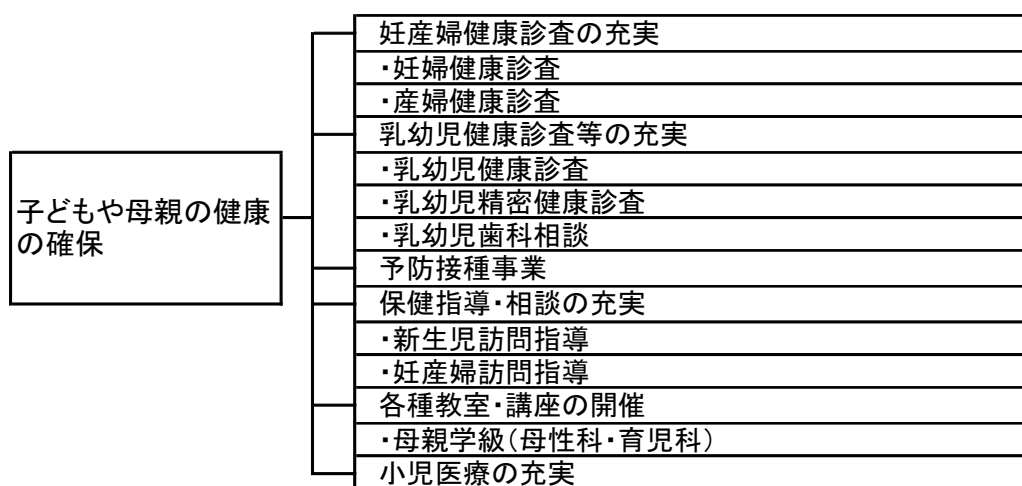
妊娠・出産への不安について(就学前児童の保護者)



【施策の内容】

第 1 節 子どもや母親の健康の確保

日の出町母子保健計画に基づき、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。



【具体的施策】

1. 妊産婦健康診査の充実

(1) 妊婦健康診査

都内共通の契約医療機関において2回の妊婦健康診査と、出産予定日現在が満35歳以上となる妊婦には1回の超音波検査が受診可能であり、さらに保健センターにおいて年4回の妊婦歯科健康診査を実施し、母体と胎児の健康管理に努めます。

(2) 産婦健康診査

3～4か月児健康診査に来所した母親全員に血圧・尿などの諸検査を行い、産後の母親の身体的並びに精神的な健康について確認を行います。

【実施状況】

(平成15年度)

健康診査名	実施回数	対象者数	受診者数	受診率
産婦健康診査	年6回	85人	83人	97.6%

2. 乳幼児健康診査等の充実

(1) 乳幼児健康診査

保健センターにおいて、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い乳幼児の健康管理に努めます。さらに平成17年度からは、現在単独事業と

して行っている2歳児歯科健康診査を2歳児・5歳児歯科健康診査に拡充します。

6～7か月児健康診査、9～10か月児健康診査については個別受診ですが、都内の契約医療機関であればどこでも受診が可能となっており、かかりつけ医を探す上での参考となります。

【実施状況】

(平成15年度)

健康診査名	実施回数	対象者数	受診者数	受診率
3か月・4か月児健康診査	年6回	85人	83人	97.6%
1歳6か月児健康診査	年6回	73人	64人	87.7%
3歳児健康診査	年6回	110人	97人	88.2%
2歳児歯科健康診査	年6回	94人	66人	70.2%

(2) 乳幼児精密健康診査

乳幼児健診の結果をもとに、必要に応じて専門医療機関の協力による精密健康診査を行います。

(3) 乳幼児歯科相談

現在1歳6ヶ月から4歳未満までの幼児のうち希望するものを対象にしている範囲を、おおむね1歳前後から満6歳までの乳幼児のうち希望するものに拡大し、その間定期的に歯科健康診査・歯科保健指導・予防処置を実施して、乳幼児の口腔内の健全な発育発達を促し、心身の健康増進を図ります。

3. 予防接種事業

乳幼児等予防接種対象者への個別通知や未接種者への通知等により予防接種の重要性を啓発するとともに、接種率の向上を図ります。

4. 保健指導・相談の充実

(1) 新生児訪問指導

出生届出票をもとに、新生児訪問指導を行い、産後まもない(1か月以内)母と子が家庭の中でどのような日常生活を送っているかを確認、子どもの様子と母親の健康状態に合わせた日常生活が送れるよう援助します。

(2) 妊産婦訪問指導

妊娠中毒症に罹患した妊婦やその恐れのある妊婦(高年初妊婦、若年妊婦、低所得世帯、肥満、心及び腎疾患を伴う妊婦)に対し、適切な治療または予防のため日常での予防的生活について、相談・援助を行います。

5. 各種教室・講座の開催

(1) 母親学級

①母性科 妊娠の機会をとらえて、妊婦が自ら健康をつくり健康な赤ちゃんを産み育てることができるよう支援を行います。

年4回、1回のコースを5日制で行い、運動・栄養・歯科等さまざまな角度からのケアを図ります。

②育児科 生後3か月から12か月までの乳児とその保護者を対象とした「よちよちグループ」では、ママさん体操（年10回）・離乳食教室（年6回）・虫歯予防教室（年6回）を行います。また、生後満1歳から満4歳未満までの幼児とその保護者を対象とした「すくすく会」では、親子体操（年8回）・子育て学習会（年8回）を行います。事業の合間には手あそび、ゆさぶり遊びなど、母と子がふれあう遊びなどを行い子どもの健やかな発育に向けた支援を行います。また、母親同士の自由な交流を深めながら育児力を高めていくことをめざします。

【実施状況】

(平成15年度)

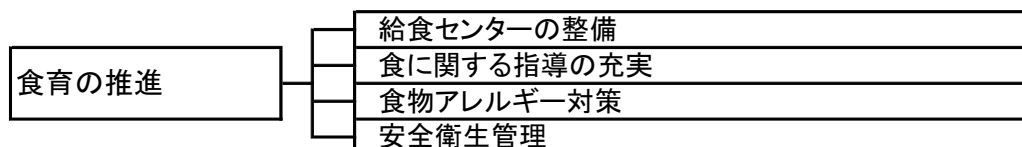
学級名		開催日数・回数	参加延人数
母性科		4回(20日)	69人
育児科	よちよちグループ	22日	526人
	すくすく会	17日	234人

6. 小児医療の充実

子どもが生まれ育つ上で、急病や急なけがなどの緊急時に安心して受診できるよう、小児救急医療体制を整備することなどが重要であることから、小児医療の充実を図ります。

第2節 食育の推進（学校給食）

学校給食は、学校教育活動の一環として、給食を通じ児童、生徒の健康教育を進める上で、極めて大きな役割を担っています。また、栄養や健康への指導のもと食を通しての食生活に関わる正しい理解と望ましい習慣を養い、成長期にある児童生徒に栄養バランスの摂れた給食を提供し、健康の増進と体位向上を図ることにより学校生活を豊かにするものであることから、学校と連携を密に適切な学校給食の実施に努めます。



【具体的施策】

（1）給食センターの整備

老朽化が目立つ施設の整備については、少子化の進む現状を踏まえ、当面、維持管理に努めつつ将来を見据えながら検討を行います。

（2）食に関する指導の充実

日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養う指導と併せて、夏休み中に親子料理教室を実施し、給食の重要性や食の在り方・食に対する意識の向上に努めます。

（3）食物アレルギー対策

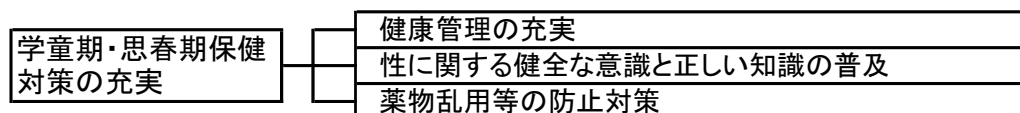
児童、生徒の実態に配慮するとともに保護者、学校と連携して、適切な対応に努めます。

（4）安全衛生管理

食品衛生検査などの充実と安全衛生基準の徹底を図り危機管理に努めます。

第3節 学童期・思春期保健対策の充実

思春期における人工中絶などの性行動に関わる問題や、薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は、将来父となり母となり、さらには、中高年に至るまで影響することから、学童期・思春期の子どもに対して、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。



【具体的施策】

1. 健康管理の充実

児童生徒の健康管理を推進するため、健康診断、健診業務の充実を図ります。

2. 性に関する健全な意識と正しい知識の普及

性に関する正しい知識の普及を図り、健やかな母性・父性を育むことを目的に啓発活動を行います。エイズや性病などの問題に関しては、保健所や各学校との連携を基本にパンフレット等を配布するとともに、教育現場における正しい知識の普及に努めます。

3. 薬物乱用等の防止対策

薬物の乱用については、その防止対策について児童生徒、保護者、地域住民を対象とした啓発活動を積極的に行い、児童生徒に対して指導の徹底を図ります。

また、「東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会」（あきる野市・日の出町・檜原村それぞれから推薦された指導員12名で構成）と協力して、東京都薬物乱用防止ポスター・標語コンクールに対する作品の募集と地区選考会の実施。その他さまざまなイベント会場での啓発に努めます。

第3章 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

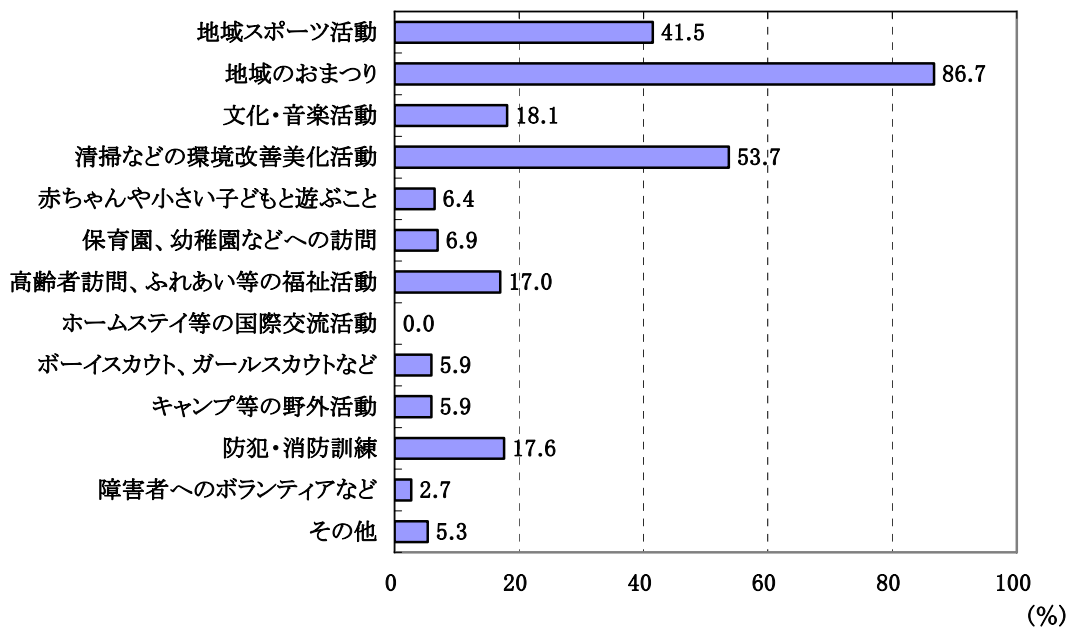
【現状と課題】

町の将来を担う子どもたちの健全育成は、重要なテーマであり、学校、家庭、地域が密接に連携し、青少年の活動機会の提供、指導者養成、青少年対策の強化に関して地域に根ざした活動を進めていく必要があります。

地域活動に関しては、今回の調査において、参加したことがある子どもが6割以上で、活動の内容は「地域のおまつり」、「清掃などの環境改善美化活動」、「地域スポーツ活動」などが多くなっていました。その他にも、文化や福祉、防犯活動などでの活動も活発化してきている様子がうかがわれ、今後も地域と密着した取り組みを充実し、地域ぐるみでの教育環境づくりを進めていく必要があります。

また、非行や不登校、ひきこもりなどの子ども自身の問題や、子どもを対象にした犯罪行為、また過激な性情報などに子どもたちが晒される状況なども増えてきていることから、問題行動のある子どもたちの立ち直りを支援し、虐待や性的犯罪から子どもを守る活動や環境浄化活動に地域全体で取り組むなど、児童の保護と健全育成に向けた地域活動を進めていく必要があります。

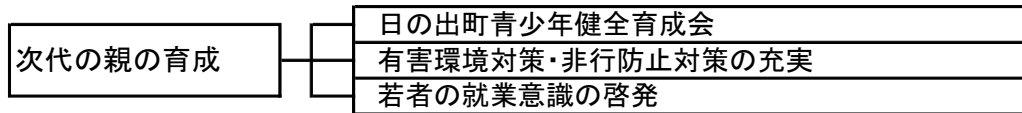
参加したことがある活動（小学生児童の保護者）



【施策の内容】

第 1 節 次代の親の育成

次代の親を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさや教養や知識を身に付けるための各種講座の開催を通して、社会活動の支援を図ります。また、次代を担う若者がさまざまな問題を抱えたときに、相談しやすい体制の整備に努めます。



【具体的施策】

1. 日の出町青少年健全育成会

青少年対象事業の推進、青少年健全育成の広報・宣伝活動を通じて、青少年が健やかに成長するよう、地域の大人と子どもがお互いに話し合い、心身共に鍛え、仲の良い幸せな家庭と健全な地域社会をつくれます。

2. 有害環境対策・非行防止対策の充実

家庭、地域、学校の連携・協力により、青少年に有害な社会環境を除去するための啓発活動に取り組むとともに、警察や学校等との連携を強化し、青少年の問題行動に迅速に対応できるシステムの構築を図ります。

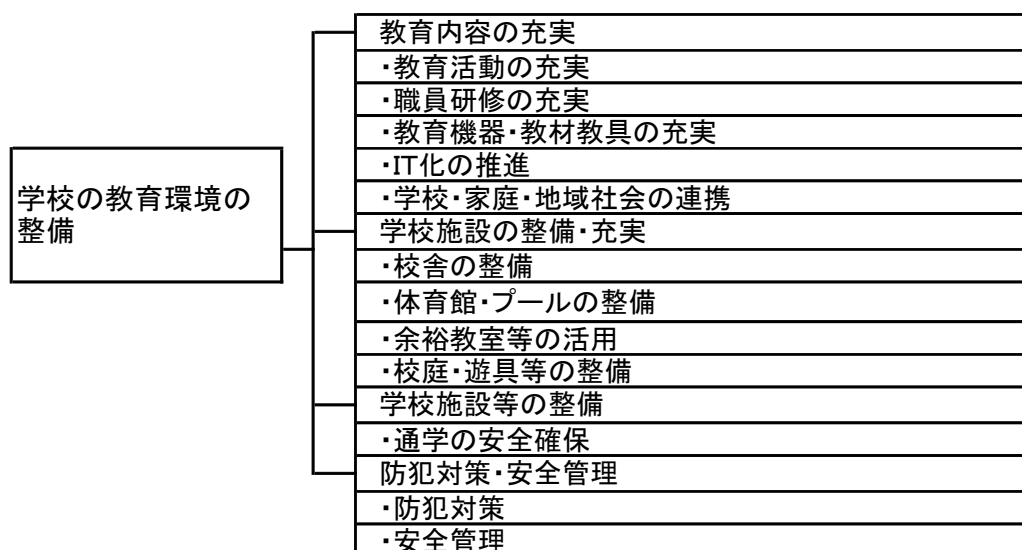
3. 若者の就業意識の啓発

国の「若者自立・挑戦プラン」を踏まえ、卒業後フリーターや無業者となることを抑制するとともに、現在フリーターや無業者となっている若者の安定的な就業への移行と職業的自立を促すよう、国や都と連携した取り組みを進めます。

第2節 学校の教育環境の整備

学校週5日制に伴う授業時数の減少、授業内容の厳選を踏まえ、児童生徒がゆとりをもって活動できる教育環境の整備が必要であります。

特に学習指導については、知識・理解力の向上とともに児童生徒自らが学び、考え解決する能力の育成を図り、人間尊重の心を育み、人間性豊かな児童・生徒を育て、国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、学校、家庭及び地域社会と連携のもと、児童・生徒の「生きる力」を育むため、次の施策を推進します。



【具体的施策】

1. 教育内容の充実

(1) 教育活動の充実

・児童・生徒が自ら学び、考え課題を解決する能力の育成を図るとともに、一人ひとりの興味関心や習熟度などに応じた指導態勢を充実して、基礎的・基本的な学力の向上を図ります。

・豊かな心を育むため道徳教育、人権尊重教育及びボランティア体験活動などを推進します。

・いじめ、不登校などの課題に対しては、教育相談室の相談システムの充実を図り対応するとともに、学校の教育相談や生活指導組織と密接な連携を図っていきます。

・児童・生徒一人一人の実態に応じた適切な教育を推進するため、特別支援教育への研究を深め円滑な実施に努めます。

(2) 職員研修の充実

教員の研究・研修活動や各校の校内研究を支援し、教員の資質向上に努めます。

(3) 教育機器・教材教具の充実

- ・時代に即した情報教育を推進するため、コンピュータ機器の整備と拡充に努めます。
- ・児童・生徒の興味・関心・意欲を高めるため、学校図書や教材、教具の整備に努めます。

(4) IT化の推進

学校をネットワーク(グループウェア)で結び、IT化へ向けた取り組みを進めます。

(5) 学校・家庭・地域社会の連携

家庭、地域及び諸機関と連携して、開かれた学校づくりを進めます。また、学校評議員制度を充実し、地域の意見が学校運営に反映するよう努めます。

2. 学校施設の整備・充実

(1) 校舎の整備

施設設備の老朽化に伴い、緊急度・危険度に応じた計画的な改修整備に努めます。

(2) 体育館・プールの整備

計画的な改修、整備に努めます。

(3) 余裕教室等の活用

平成15年10月に出された余裕教室活用検討委員会の答申を踏まえ、各校の多様な教育活動に供するとともに時代の変化に対応した活用のあり方について検討を進めます。

(4) 校庭・遊具等の整備

年次的に校庭整備を進め、良好な教育環境の確保に努めます。また、遊具等についても計画的な改善、整備に努めます。

3. 通学施設等の整備

(1) 通学の安全確保

子どもたちを交通事故から守るため、交通安全指導の充実に努めます。また、自転車通学の児童生徒に対しては、通学用ヘルメットを貸与し、交通安全対策に万全を期します。

4. 防犯対策・安全管理

(1) 防犯対策

不審者・侵入者等から児童・生徒を守るため地域、PTA、警察などと連携したセーフティー教室を全校で実施します。また、学校管理員による登下校指導や校内の巡視、防犯ブザーの配布、センサーライトの設置、門扉の施錠などにより犯罪から子どもを守る取り組みを進めます。

(2) 安全管理

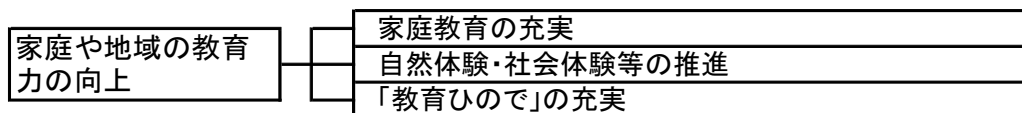
緊急時に備えた危機管理マニュアルを整備して、学校の安全管理並びに安全確保に努めます。

5. 教育相談の推進

学童期・思春期における心の問題にかかる相談体制の充実に努めます。そのために子ども家庭支援センターや保健相談との連携を強化し、教育相談室の相談機能の一層の充実、小中学校との連携強化を図ります。

第3節 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して教育力を総合的に高めるため、学校行事やPTA活動、子供会活動等の機会を通して指導、啓発に努めるとともに、それぞれの子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を推進します。



【具体的施策】

1. 家庭教育の充実

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報提供を充実させるとともに、家庭教育に関する講座の開設などによる学習機会の充実を図ります。

2. 自然体験・社会体験等の推進

こども体験教室、おやこ体験教室など各種学習事業を推進することにより、豊かな心と親子の絆が深められるよう努めます。

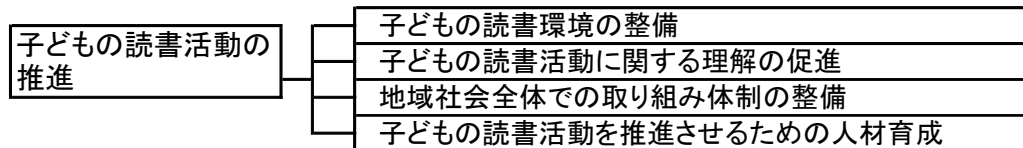
3. 「教育ひので」の充実

年4回発行の「教育ひので」の内容の充実を図り、きめ細かな情報提供体制の実現をめざします。

第4節 子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、豊かな感性や情操、思いやりの心、国語力を身につける上で欠くことのできないものとされています。

次代の日の出町を担う子どもたちを育成するため「日の出町子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校での推進活動の基盤整備や啓発活動を進めるものとします。



【具体的施策】

1. 子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進させていくために、家庭、地域、学校をとおして読書に親しむ機会を提供するとともに、子どもの人間形成に大きな影響を与える質の高い本に出会えるような、読書環境の整備を図ります。

2. 子どもの読書活動に関する理解の促進

子どもの読書活動を推進するための、普及・啓発事業を積極的に行い、保護者、教員、保育士等の子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めます。

3. 地域社会全体での取り組み体制の整備

子どもが自主的に読書活動ができるように、地域社会全体において様々な機関が連携・協力を行い、子どもの読書活動の取り組み体制を整備します。

4. 子どもの読書活動を推進させるための人材育成

子どもの読書活動を推進させるため、本と子どもを結びつける人材の育成を図ります。

第4章 子育てにやさしい地域環境づくり

【現状と課題】

子育てには教育費も含めて、お金がかかることが少子化の要因として把握されており、今後の少子化対策としても、保育サービスの費用軽減、教育費の負担軽減、医療費助成などが重要な課題と考えられます。

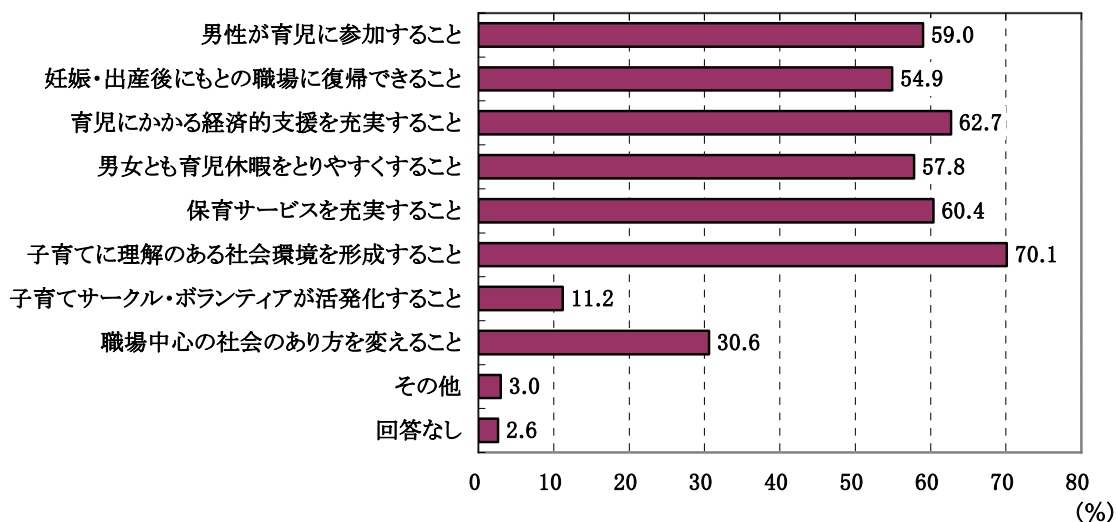
また、女性の高学歴化と社会進出が進み、共働き家庭が増加している状況においては、働きながらの子育てを容易にしていくような取り組みを進めていく必要があります。

今回の調査においても、「子育てに理解のある社会環境を形成すること」、「男性が育児に参加すること」またそのための環境づくりを進めていくこと、女性が「妊娠・出産後にもとの職場に復帰できること」などは、経済的支援や保育サービスの充実とともに高いニーズとして示されていました。

本町は緑豊かな自然環境に恵まれています。子どもたちが安心して遊べる公園へのニーズが非常に高くなっています。秋留台公園のような大きな公園、集まりやすい公園等が望まれており、子どもや保護者の視点に立った公園・遊び場の整備がこれからの課題だと考えられます。

また、道路環境についても、場所によっては狭くて子どもの通学に危険だという地域も意見として挙げられていることから、安全な環境づくりに向けて整備を進めていく必要があります。

女性が働き続けるために必要なこと(就学前児童の保護者)

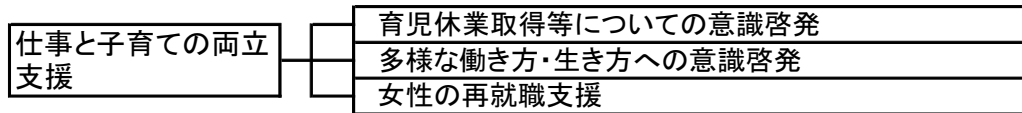


【施策の内容】

第1節 仕事と子育ての両立の支援

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供に努めます。



【具体的施策】

1. 育児休業取得等についての意識啓発

男性がより多く育児に参加できるよう、育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発に努めます。

2. 多様な働き方・生き方への意識啓発

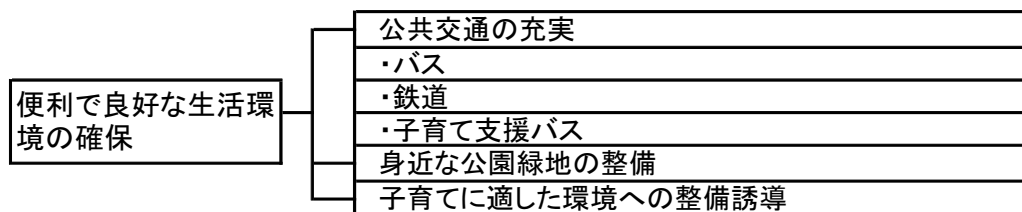
男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方、生き方ができる環境づくりのため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発に努めます。

3. 女性の再就職支援

子育てが一段落して再就職を希望する女性たちを支援するために、関係機関と連携しての雇用求人情報の提供や就職相談の充実を図ります。

第2節 便利で良好な生活環境の確保

子育て世帯を支援するために、広くゆとりのあるファミリー向け賃貸住宅の供給の取り組みを推進します。



【具体的施策】

1. 公共交通の充実

(1) バス

住民の利便性向上と不便さの解消を図るため、既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直しなどによるバスサービスの充実に努めます。また、町内を循環する超低床型バスの運行を実施します。

(2) 鉄道

JR五日市線沿線5市町村との連携を図りながら、複線化や駅施設の整備改善に対する要望を行います。

(3) 子育て支援バス

高齢者外出支援バスの制度を見直し、子育て中の保護者やその児童が利用できる制度を検討します。

2. 身近な公園緑地の整備

身近な生活圏でのいこいの場、交流の場となる街区公園や近隣公園等について適切な配置を図ります。また、歩行者交通の多い道路沿線や公共公益施設付近において、低未利用地を活用しながらポケットパーク等の整備を進めます。

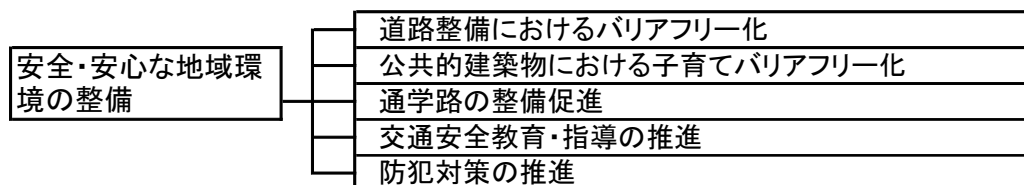
3. 子育てに適した環境への整備誘導

公共住宅の建て替えや、民間事業者による開発事業にあわせて、子育てに適した住宅の計画や、保育、託児に利用できるスペースの確保等を要請します。

日の出町こども育成基本条例に基づき、平成18年4月から次世代育成住宅として、こどもを生み、又は育てるために必要な住宅を提供します。

第3節 安全・安心な地域環境の整備

子どもや子供連れをはじめ、誰もが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。また、妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行しやすい段差のない、安心して外出できるバリアフリーの町づくりを進めます。



【具体的施策】

1. 道路整備におけるバリアフリー化

子どもや子ども連れの親子、ベビーカーなどが安全かつ便利に歩行できるよう、幅の広い歩道の整備と、歩道における段差や急こう配の解消に努めます。

2. 公共的建築物における子育てバリアフリー化

公共的建築物や公園等において、バリアフリー道路と連続した通路や園路を確保します。また、公共的建築物の出入口、駐車場、階段、昇降施設、トイレなどについても、バリアフリーに配慮した利用しやすい構造にするとともに、おむつ換えスペース、ベビーベッド、授乳スペースの確保を推進します。

3. 通学路の整備促進

児童、生徒の安全な登下校を確保するため、都道、町道の拡幅、歩道およびガードレールの設置など通学路の整備を促進します。特に、危険箇所については信号機、横断歩道、カーブミラー、掲示板などを設置するよう関係機関に働きかけます。

4. 交通安全教育・指導の推進

保育園、幼稚園、小・中学校、自治会や町内の諸団体等の会議、その他の集まりにおいて、警察との連携による住民への分かりやすい交通安全教育を行います。

また、自転車通学を許可している学校の生徒について、ヘルメットの着用等、交通安全の指導を積極的に実施していきます。

5. 防犯対策の推進

児童、生徒が登下校中に、事件・事故に巻き込まれないよう町、学校、地域、PTA、警察など各関係機関と連携を図り防犯対策を進めます。

第5章 要保護児童などへの自立支援の体制づくり

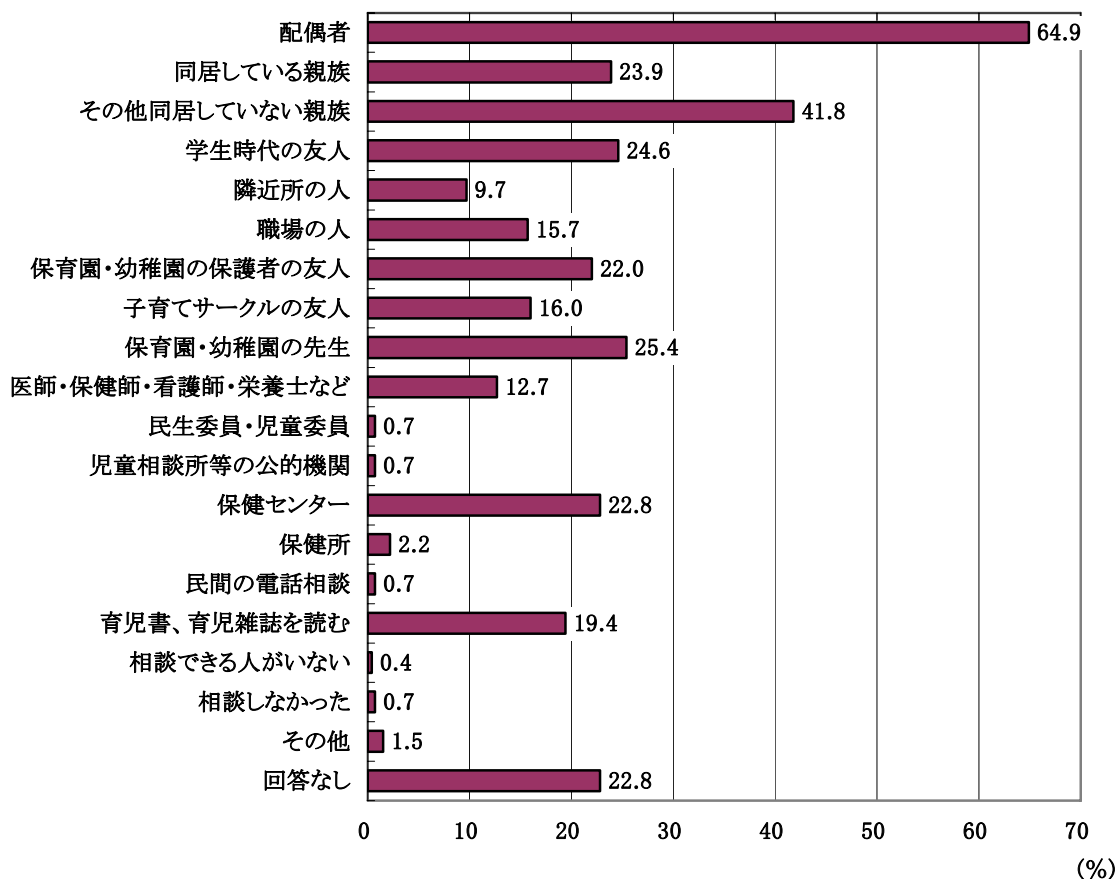
【現状と課題】

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所とのかかわりが薄れ子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。また、仕事中心の社会環境の中で父親の子育て参加が進まず、育児の負担は母親に重くのしかかっているという意見もみられ、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。

育児不安やストレスが高まって虐待へと進むケースも、全国的に増大してきていることから、児童虐待の未然防止に努めることが重要となり、児童福祉法の改正に伴い、市町村が児童に関する相談をまず受け止める機関として位置づけられました。

子育ての不安や悩みに関しては、配偶者や親族が最も多くなっていますが、近年では離婚などによるひとり親家庭も増加し、核家族化も進んでいることから、保護者が育児で孤立せず、身近な地域に相談できる場をいくつか確保できるようにして、子育てを支援していくことが重要です。

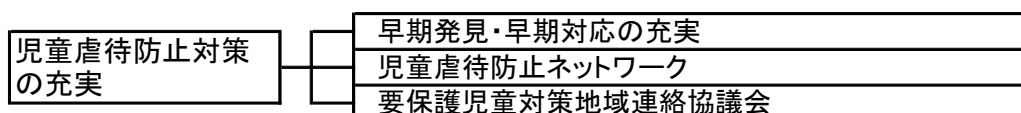
子育ての不安や悩みを誰に相談するか（就学前児童の保護者）



【施策の内容】

第 1 節 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図ります。



【具体的施策】

1. 早期発見・早期対応の充実

家庭児童相談員およびケースワーカーによる児童虐待に関する相談、指導を充実し、要保護児童の状況の把握や情報交換により、虐待等の予防、早期発見・早期対応に努めます。

2. 児童虐待防止ネットワーク

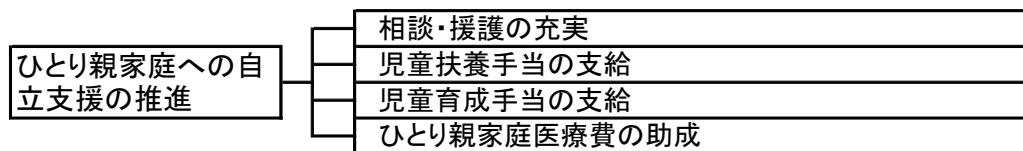
児童虐待の早期発見・通報体制・在宅養育をサポートする体制の確立のため、福祉、保健、医療、教育、警察等を含めた地域ネットワークを整備します。

3. 要保護児童対策地域連絡協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、協議会の早期立ち上げを目指します。

第2節 ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの最善の利益を考え、きめ細かな福祉サービスの展開や子育てや就業への支援等、総合的な対策を推進します。



【具体的施策】

1. 相談・援護の充実

ひとり親家庭のさまざまなニーズに対応するため、子ども家庭支援センターを中心に関係機関と連携し、生活相談や育児相談、援護事業の充実に努めます。

2. 児童扶養手当の支給

父親がいない家庭か、父が重度の障害を有する18歳未満の児童を扶養している母親に児童扶養手当を支給します。(所得制限あり)

3. 児童育成手当の支給

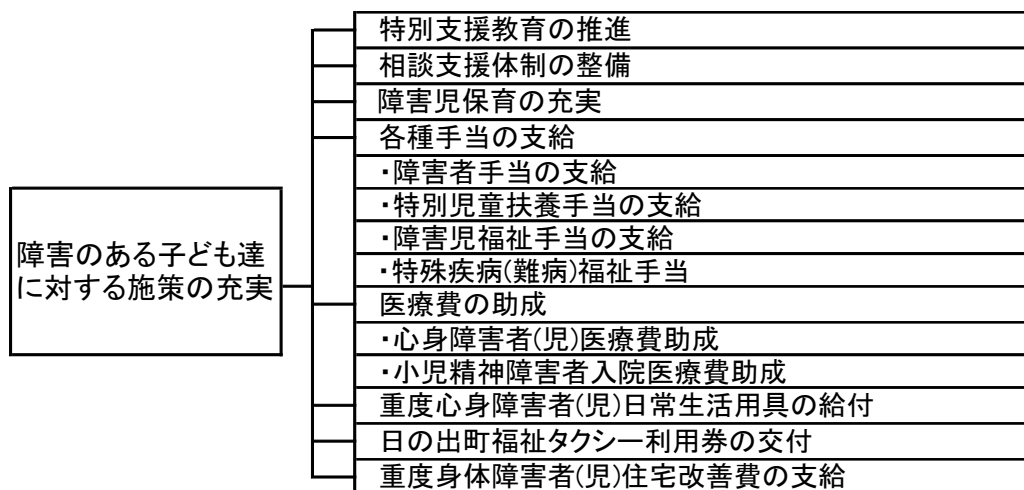
父母の離婚や父親または母親の死亡などにより、父親または母親と生計をともにしていない18歳未満の児童を扶養している方に児童育成手当を支給します。(所得制限あり)

4. ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭か、父または母が重度の障害を有する方で、18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成します。(所得制限あり)

第3節 障害のある子ども達に対する施策の充実

すべての人が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の考え方の中で、障害のある子どもたちの日常生活を支援し、地域が障害のある子どもたちやその家族を温かく見守る環境づくりを進めます。



【具体的施策】

1. 特別支援教育の推進

学校教育において、従来の心身障害教育の対象であった児童生徒に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の教育上特別な支援が必要な子ども達に対して適切な教育的支援が行える体制を整えます。

2. 相談支援体制の整備

保健・医療、教育、福祉、労働などの機関が連携して、乳幼児期から学校卒業後までの子どものライフステージに応じて一貫した適切な相談支援が行えるような相談支援体制の整備に向け検討を行います。

3. 障害児保育の充実

保育園等における障害児保育の充実を図るため、障害に応じた対応が適切にできるよう、保育士等の育成・充実を推進します。

4. 各種手当の支給

(1) 障害手当の支給

身体障害(身体障害者手帳1・2級)または知的障害(愛の手帳1～3度)のある児

童（20歳未満）を対象に障害手当を支給します。（所得制限あり）

（2）特別児童扶養手当の支給

身体障害（身体障害者手帳1～3級）または知的障害（愛の手帳1～3度）のある児童（20歳未満）を扶養している方に特別児童扶養手当を支給します。（所得制限あり）

（3）障害児福祉手当の支給

日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度障害児（身体障害者手帳1級と2級の一部若しくは愛の手帳1度と2度の一部）（20歳未満）を対象に障害児福祉手当を支給します。（所得制限あり）

（4）特殊疾病（難病）福祉手当

町の定める特殊疾病（73疾病）に罹患してる方を対象に特殊疾病（難病）手当を支給します。

5. 医療費の助成

（1）心身障害者（児）医療費助成

心身障害児の治療と健康の向上に寄与するため、医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

（2）小児精神障害者入院医療費助成

18歳未満の小児精神障害者の入院医療に要する費用を軽減するため、入院医療費を助成します。

6. 重度心身障害者（児）日常生活用具の給付

在宅の重度心身障害児に対して、浴槽、便器、電磁調理器その他の日常生活用具を給付または貸与し、日常生活への支援を行います。

7. 日の出町福祉タクシー利用券の交付

電車およびバス等の公共交通機関を利用することが困難な重度心身障害児に、福祉タクシー利用券を交付し、日常生活への支援を行います。

8. 重度身体障害者（児）住宅設備改善費の支給

重度の身体障害児の居住する住宅設備の改善に要する費用を給付し、日常生活への支援を行います。

第Ⅲ部 計画の推進

第1章 計画の推進

【現状と課題】

本町では、合計特殊出生率が1.0を下回るなど、都内においても少子高齢化が著しく進んできています。これまでの施策の方向として高齢者関係の施設やサービスは充実してきましたが、子どもや子育て家庭への支援はこれからの課題となっています。

本計画により、町の子育て支援策を総合的かつ効果的に推進し、子どもを産み育てやすい環境づくりと、子どもが健全に育つための地域社会づくりを実現していくことが、町の将来の発展のためにも不可欠となっています。

そのためにも、本計画に基づく各種の子育て支援施策・事業に関する情報提供を充実するとともに、計画の推進体制を強化して、地域、家庭、行政の連携・協働により取り組みを進めていく必要があります。

第1節 子育て支援情報提供の充実

結婚、妊娠、出産、子育てに関する情報を分かりやすく提供するとともに、住民が有効に活用できるよう、広報手段について検討しながら子育て支援情報提供の充実を図ります。

第2節 子育てに関する意識啓発の推進

子育てには、家庭はもちろん、行政、地域、企業等の支援が必要です。社会全体で子育てを支援できるよう、情報提供やイベントの開催を通して意識啓発の推進を図ります。

第3節 子どもの権利条約の啓発・推進

児童の権利に関する条約の趣旨にそって施策の展開を図るとともに、啓発用のパンフレットの作成・配布など広報啓発活動を推進します。

第4節 推進体制の強化

子育て支援事業を総合的かつ効果的な取り組みを実施するため、計画の推進状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

第2章 前期基本計画目標事業量

平成 17 年度から平成 21 年度にかけては、以下の目標をもって事業を推進します。

施策	内容	平成 16 年度 (現状)	平成 21 年度 (目標)
通常保育事業	・保育園の定員数	4 か所定員 350 人	4 か所定員 350 人
延長保育事業	・保育所の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図るための事業	—	2 か所定員 48 人
夜間保育事業	・夜間の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応を図る事業	—	—
子育て短期支援事業 (トワイブ)	・児童を養育している家庭の保護者が 残業等の理由により、家庭における 児童の養育が困難になった場合に、 児童養護施設等で生活指導、夕食の 提供等を行う事業	—	1 か所
休日保育事業	・日曜・祝日の保護者の勤務等による 保育ニーズへの対応を図る事業	—	2 か所定員 22 人
放課後児童健全育成 事業	・労働等により保護者が昼間家庭に いない小学校低学年児童を対象に、 授業の終了後に児童館、学校の余 裕教室などを利用して、放課後 児童指導員を配置し適切な遊び 生活の場を与えて、その健全な 育成を図る事業	3 か所定員 130 人	3 か所定員 155 人
乳幼児健康支援一時 預かり事業(派遣型)	・保育所に通所中の児童等が病気の 「回復期」であり、集団保育の困 難な期間、児童をその居宅等に おいて一時的に預かる事業	—	需要動向を含め検討
乳幼児健康支援一時 預かり事業(施設型)	・保育所に通所中の児童等が病気の 「回復期」であり、集団保育の困 難な期間、児童を保育所、病院 等に付設された専用スペース等 において一時的に預かる事業	—	需要動向を含め検討
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	・児童を養育している家庭の保護 者が疾病等の理由により、家庭 における児童の養育が困難にな った場合に、児童養護施設等で 一時的に養育する事業	—	1 か所
一時保育事業	・冠婚葬祭、保護者の傷病、入院 等により、緊急・一時的に保育 を必要とする児童に対する一時 保育事業	—	4 か所
特定保育事業	・親の就労形態の多様化(パート の増大等)に伴う子どもの保育 需要の変化に対応するため、週 に 2、3 日程度、又は午前か 午後のみ必要に応じて柔軟に 利用できる保育事業	—	—
ファミリー・サポート・ センター事業	・育児等の援助を行いたい者と 受けたい者からなる有償ボラン ティアの会員組織(ファミリー・ サポート・センター)の設置・ 運営、及び会員間の調整や援 助活動等を行うことを支援する 事業	—	—
地域子育て支援センター 事業	・地域の子育て家庭に対する育 児相談や子育てサークル支援 等を行う事業	—	1 か所
つどいの広場 事業	・主に乳幼児(特に 0 歳～3 歳) をもつ子育て中の親子の交流、 集いの場を提供する「つどいの 広場」の設置促進	—	1 か所

第3章 計画進行の手順

平成17年度から平成21年度にかけて、各事業の計画進行は以下の手順通りに推進いたします。【下記の各章・節は、本文の体系に沿っています。◎＝実施・設置、○＝実施中、△＝検討、を示します。】

第1章 ゆとりを持って子育てをするための支援体制づくり

第1節 子育て支援サービスの充実

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)子ども家庭支援センターの開設	◎				▶
(2)子育てひろば事業の実施	○				▶
(3)子育てサークルの支援・育成	○				▶
(4)地域の人材の活用と育成	◎				▶

第2節 保育サービスの充実

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)通常保育の充実（保育定員）	4-350 ○	4-350	4-350	4-350	4-350 ▶
(2)低年齢児保育の充実	○				▶
(3)延長保育事業及び休日保育事業の推進	△			◎	▶
(4)保育スタッフの養成	○				▶
(5)子ども家庭在宅サービスの推進					
1)一時保育	◎				▶
2)ショートステイ	△			◎	▶
3)トワイライトステイ	△			◎	▶
4)病後児保育			△		▶
5)訪問型一時保育			△		▶
6)産後支援ヘルパー			△		▶
(6)学童クラブの充実	3-130	3-145	3-155	3-155	3-155
1)本宿学童クラブの建替え	◎				
2)大久野学童クラブの改装		◎			
(7)民間保育所に対する補助	○				▶

第3節 児童の健全育成の推進

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)児童館の充実	○				▶
(2)身近な遊び場の整備	○				▶
(3)余裕教室の活用	○				▶
(4)子育て広場の整備	○				▶
(5)多自然ふれあい拠点の整備	◎				
(6)既存施設の活用による子育て拠点整備	△				▶

第4節 経済的支援の取組み

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)児童手当の支給	○				▶
(2)乳幼児医療助費の助成	○				▶
(3)チャイルドシート購入費補助金の支給	○				▶
(4)祝い金制度の創設	△		▶◎		▶
(5)事務の効率化		◎			▶
(6)就園・就学等に関する保護者負担の軽減					
1)幼稚園就園奨励費補助金	○				▶
2)私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金	○				▶
3)私立未認可幼稚園園児保護者補助金	○				▶
4)要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金	○				▶
5)特殊教育就学奨励費補助金	○				▶
6)小中学校児童生徒保護者補助金（就学旅行等）	○				▶
7)進学支度金貸付	○				▶

第2章 親子が健やかに育つための健康づくり

第1節 子どもや母親の健康の確保

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)妊産婦健康診査の充実					
1)妊婦健康診査	○				▶
2)産婦健康診査	○				▶
(2)乳幼児健康診査等の充実					
1)乳幼児健康診査	○				▶
2)乳幼児精密健康診査	○				▶
3)乳幼児歯科相談	○				▶
(3)予防接種事業	○				▶
(4)保健指導・相談の充実					
1)新生児訪問指導	○				▶
2)妊産婦訪問指導	○				▶
(5)各種教室・講座の開催					
1)母親学級（母性科・育児科）	○				▶
(6)小児医療の充実	△				▶

第2節 食育の推進

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)給食センターの整備	△				▶
(2)食に関する指導の充実	○				▶
(3)食物アレルギー対策	○				▶
(4)安全衛生管理	○				▶

第3節 学童期・思春期保健対策の充実

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)健康管理の充実	○				▶
(2)性に関する健全な意識と正しい知識の普及	○				▶
(3)薬物乱用等の防止対策	○				▶

第3章 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

第1節 次代の親の育成

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)日の出町青少年健全育成会	○				▶
(2)有害環境対策・非行防止対策の充実	○				▶
(3)若者の就業意識の啓発	○				▶

第2節 学校の教育環境の整備

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)教育内容の充実					
1)教育活動の充実	○				▶
2)職員研修の充実	○				▶
3)教育機器・教材教具の充実	○				▶
4)IT化の推進	○				▶
5)学校・家庭・地域社会の連携	○				▶
(2)学校施設の整備・充実					
1)校舎の整備	○				▶
2)体育館・プールの整備	○				▶
3)余裕教室等の活用	△				▶
4)校庭・遊具等の整備	○				▶
(3)通学施設等の整備					
1)通学の安全確保	○				▶
(4)防犯対策・安全管理					
1)防犯対策	○				▶
2)安全管理	○				▶
(5)教育相談の推進	○				▶

第3節 家庭や地域の教育力の向上

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)家庭教育の充実	○	▶			
(2)自然体験・社会体験等の推進	○				▶
(3)「教育ひので」の充実	○				▶

第4節 子ども読書活動の推進

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)子どもの読書環境の整備	△→	◎			▶
(2)子どもの読書活動に関する理解の促進	△→	◎			▶
(3)地域社会全体での取り組み体制の整備	△→	◎			▶
(4)子どもの読書活動を推進させるための人材育成	△→	◎			▶

第4章 子育てにやさしい地域環境づくり

第1節 仕事と子育ての両立の支援

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)育児休業取得等についての意識啓発		◎			▶
(2)多様な働き方・生き方への意識啓発		◎			▶
(3)女性の再就職支援		◎			▶

第2節 便利で良好な生活環境の確保

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)公共交通の充実					
1)バス	△→				▶
2)鉄道	△→				▶
3)子育て支援バス	△→				▶
(2)身近な公園緑地の整備	◎		◎→	▶	
(3)子育てに適した環境への整備誘導	○→				▶

第3節 安全・安心な地域環境の整備

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)道路整備におけるバリアフリー化	○→				▶
(2)公共的建築物における子育てバリアフリー化	○→				▶
(3)通学路の整備促進	○→				▶
(4)交通安全教育・指導の推進	○→				▶
(5)防犯対策の推進	○→				▶

第5章 要保護児童などへの自立支援の体制づくり

第1節 児童虐待防止対策の充実

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)早期発見・早期対応の充実	◎				▶
(2)児童虐待防止ネットワーク	△→	▶◎			▶
(3)要保護児童対策地域連絡協議会	△→	▶◎			▶

第2節 ひとり親家庭への自立支援の推進

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)相談・援護の充実	◎				▶
(2)児童扶養手当の支給	○				▶
(3)児童育成手当の支給	○				▶
(4)ひとり親家庭医療費の助成	○				▶

第3節 障害のある子ども達に対する施策の充実

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)特別支援教育の推進	△		▶◎		▶
(2)相談支援体制の整備	△				▶
(3)各種手当の支給					
1)障害者手当の支給	○				▶
2)特別児童扶養手当の支給	○				▶
3)障害児福祉手当の支給	○				▶
4)特殊疾病（難病）福祉手当の支給	○				▶
(4)医療費の助成					
1)心身障害者(児)医療費助成	○				▶
2)小児精神障害者入院医療費助成	○				▶
(5)重度心身障害者(児)日常生活用具の給付	○				▶
(6)日の出町福祉タクシー利用券の交付	○				▶
(7)重度身体障害者(児)住宅改善費の支給	○				▶

第6章 計画の推進

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
第1節 子育て支援情報提供の充実	◎				▶
第2節 子育てに関する意識啓発の推進	◎				▶
第3節 子どもの権利条約の啓発・推進	◎				▶
第4節 推進体制の強化	◎				▶

第Ⅳ部 付属資料

1. 日の出町次世代育成支援対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、将来にわたる総合的な少子化対策、子育て支援の推進に関する行動計画の策定やこれらに基づく施策の実施に関し、町長の諮問に応じ、必要な事項の意見交換等を行ない、これらを集約して答申する機関として「日の出町次世代育成支援対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会の委員は、町長が委嘱する委員をもって構成し、委員の数は必要に応じて変更することができる。

(委員の任期)

第3条 前条に掲げる委員の任期は5年間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、補充委員の任期は、他の委員の残任期間と同じとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2. 日の出町次世代育成支援対策協議会委員名簿(敬称略・自治会順)

東 久江	京砂 征
青木 輝彦	委員長 赤保谷 保
八坂 良秀	原田 輝和
濱中 正治	濱中 純子
野口 隆昭	副委員長 濱中 良子
朝倉 正一	古山 君代
新貝 一枝	関根 光江
木住野 治江	遠藤 泰夫
小山 武義	宮岡 千恵子
田中 則子	佐藤 律子

3. 会議等開催経過

平成 16 年 2 月 19 日 ~3 月 5 日	日の出町次世代育成支援地域行動計画二一ズ調査
平成 16 年 8 月 11 日	第 1 回保育園園長会 (二一ズ調査の結果報告・現状と課題・保育事業の検討)
平成 16 年 8 月 23 日	第 1 回日の出町次世代育成支援対策協議会 (二一ズ調査の結果報告・現状と課題)
平成 16 年 10 月 20 日	庁内検討会 (二一ズ調査の結果報告・現状と課題)
平成 16 年 11 月 5 日	庁内検討会 (二一ズ調査の結果報告・現状と課題)
平成 16 年 11 月 24 日	第 2 回日の出町次世代育成支援対策協議会 (計画体系・目標事業量の設定)
平成 16 年 12 月 2 日	庁内検討会 (計画体系・目標事業量の設定)
平成 16 年 12 月 8 日	子育てママさん百人会議 (計画の趣旨説明・意見聴取)
平成 17 年 1 月 24 日	第 2 回保育園園長会 (特別保育事業の検討)
平成 17 年 1 月 27 日	第 3 回日の出町次世代育成支援対策協議会 (行動計画素案の検討)
平成 17 年 2 月 24 日	第 4 回日の出町次世代育成支援対策協議会 (行動計画最終案の確認)

日の出町次世代育成支援行動計画

発行：平成 17 年 3 月

編集：日の出町福祉課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

TEL. 042-597-0511（代）